

平成21年第2回美祢市議会定例会議録(その3)

平成21年6月12日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長 重 村 暢 之 係 長 岩 崎 敏 行  
係 長 佐 伯 瑞 絵

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	兼 重 勇
市民福祉部長	山 田 悦 子	病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 本 勉
総務部次長	田 辺 剛	総務部次長	福 田 和 司
総合政策部長	金 子 彰	市民福祉部長	古 屋 勝 美
建設経済部長	齊 藤 寛	総合政策部長	末 岡 竜 夫
次 長		企 画 課 長	

総合政策部  
地域情報課  
教育委員  
事務局  
会計管理  
者  
秋芳  
支所  
監査委員  
事務局  
農業委員  
事務局  
市民福祉  
高齡障害課

内藤賢治  
國舛八千雄  
久保毅  
杉本伊佐雄  
西山宏史  
古屋安生  
岡村恵右

教育長  
消防長  
美東総合  
支所  
代表監査委員  
上下水道課長  
総合観光部  
観光総務課長  
教育委員  
学校教育部

永富康文  
坂田文和  
坂本文男  
三好輝廣  
中村弥寿男  
阿武知  
松本孝志

## 5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 1 岡山 隆
- 2 西岡 晃
- 3 高木 法生
- 4 三好 睦子
- 5 安富 法明

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

副議長（河村 淳君） おはようございます。議長が所要のため、席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。皆さん方の御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上、1件でございます。

御報告を終わります。

副議長（河村 淳君） 本日の議事日程はお手元に配付しております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、有道典広議員、高木法生議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 登壇〕

2番（岡山 隆君） 皆さんおはようございます。本日は1番目の登壇者となりました公明党の岡山隆でございます。

私は昨日の一般質問をお聞きしておりまして、40分間程度で終わるのが一番よかったように思いました。きょうは私も40分間程度を目指して一般質問を行いたいと思っております。

それでは、通告に従いまして最初の質問をいたします。

初めに、AED設置後のメンテナンス、保守管理についてであります。

さきの秋芳プラザで発生しました一酸化炭素中毒事故に関しては、設備機器等のメンテナンスが行われていなかったことがこの大きな事故につながったと思われます。現在美祢市内にはAEDが34カ所設置されておりますが、これは市が設置したものの以外に寄附をされたものも含まれます。市役所本庁を初め、各公民館、出張所、

体育施設、観光施設など設置されていることは、平成20年12月定例議会での高木議員の質問に対して村田市長が回答されております。

公共施設以外公的団体、JAや企業、民間施設にもAEDがかなり設置していると伺っております。しかし、AEDを使用しなければならなくなった場合に、バッテリー切れや胸に当てるパッドが乾いて体に貼りつけることができず、使用できなければ大変なことになると思います。まさに助かる命も助からない。いつ何どき自分自身がお世話になるかもわからないわけであります。だからこそAEDの設置拡大も大事であります。それ以上にいかにこのメンテナンスを継続していけるかがキーポイントであるわけであります。

そこで村田市長にお尋ねいたしますが、市役所本庁を初め、各公民館、観光施設など、市内全域で34カ所以上に設置されているそのAEDのメンテナンスに関して、実施の記録が残されているのでしょうかどうかをお伺いいたします。

次に、美祿市民へのAED講習の呼びかけと設置マップについてお尋ねします。

美祿市のホームページにおける行政情報サイトの美祿市消防本部を開いて確認しましたが、市役所本庁を初め、各公民館、出張所、体育施設、観光施設など市内全域のAED設置箇所については、この美祿市地図、マップ上に設置番号と施設箇所の名称等は記載されていませんでした。

今後の緊急事態も考えれば、AED数台が同時に必要となることも考えられるわけであります。従って、美祿市のホームページにおける行政情報サイトの美祿市消防本部を開けば、そのマップ上にAEDの設置箇所が示されていることが必要だと思います。そのマップ上のAED、そこでどこにあるかがすぐにわかり、連絡先、電話番号やメンテナンス状況などわかれば、安全・安心のまちづくりにつながるのではないのでしょうか。その点、早急に対処していただけるかどうか、村田市長にお伺いいたします。

次の質問に移ります。美祿市における教育環境の整備、「スクール・ニューディール」構想についてであります。

皆さんも御存知のように、公明党を含む政府与党は4月10日に発表した経済危機対策で小・中・高等学校などに約1兆1,000億円という大規模な投資を行う「スクール・ニューディール」構想を掲げております。これは太陽光発電パネル設置などのエコ化、パソコン整備などのICT情報通信技術化を3年間で集中的に進

めるものであります。

具体的に申しますと、現在全国の公立小・中学校1,200校に太陽光発電パネルが設置されていますが、それを10倍の1万2,000校に設置するわけであり、そして電子黒板各校1台ずつ配備、そしてテレビをすべてチデジ型に更新、エアコン整備、校内パソコンラン整備100%に対して、教員用パソコン1台、1人、業務の効率化、生徒7人に1台からのパソコンを3.6人に1台の拡充策をしているわけであります。

また、夏の日差しの照り返しを緩和し、転んでもけがをしにくい運動場の芝生化などの政策が次々と打ち出されているわけであります。既に実施し始めている公立の小・中学校もあるわけであります。

さらに、小・中学校耐震化への緊急性の高いこの1万棟余の予算措置が完了したということで、地方自治体の負担は大きく軽減されているわけであります。そして小・中学校の耐震化への学校改良建設等は、中長期的な経済成長につながる狙いがあるわけであります。

100年に一度と言われる経済危機の状況の中で、今後法人税収や市民税収が思ったより見込めなくなる。従って、市民税収の見込み減収に対して、国からのこの地方自治体への財政支援策として、この15基金や地域活性化公共投資臨時交付金、そして地域活性化経済危機対策臨時交付金により、美祢市に割り当てられるこの財源支援は、この10億円程度の収入が見込まれると思っているわけであります。そのことにより、美祢市内の需用の喚起を呼び起こし、そして美祢市が元気になるための経済危機対策でもあるわけであります。

美祢市の公立小・中学校が21世紀にふさわしい学校へと大きく進化させる絶好のチャンスであるわけであります。現在新年度第1次補正予算が国会を通過しておりますが、地方自治体への予算措置についてはこれからだと思っております。

いずれ7月ごろの臨時、この美祢市議会での議案上程になるかもわかりませんが、この「スクール・ニューディール」構想における公立小・中学校にパソコン、電子黒板、太陽光発電パネルの設置を、いつからどこから始めて、どの程度の規模になるか、また安心して学べるこの中学校のこの耐震化の早期実施に関しても、既に御構想を持っておられると思いますが、改めて永富教育長の御所見を伺いたいと思っております。

以上をもちまして壇上からの第1回目の質問を終わらせていただきます。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

第1の生命、命を守るAED、これは自動方式の心臓の体外式除細動器でございますけれども、これの活用についての1点目のAED設置後のメンテナンス、保守整備についてであります。

AEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重要な事態を防止するためには、設置後の適切な管理等を徹底することが重要であります。

本市では、すべての小・中学校やスポーツ施設、公民館、観光施設等56カ所の施設でAEDを設置をいたしております。

これらの設置につきましては、メンテナンスを考慮し、リース設置を基本としておりますので、業者により定期的に管理が実施をされることになっております。一部市で購入したもの、また寄贈いただいたものがございますけれども、これらのメンテナンスにつきましては、定期的に消耗品を交換をしております。今後におきましても適正な管理を徹底をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

民間事業者において設置をされました機器のメンテナンスにつきましては、消防本部が行う救急講習会等におきまして、設置者に対し適切な管理が行われるよう指導いたしているところであります。

次に、第2の市民へのAED講習の呼びかけ及び設置マップ、地図でございます。講習の呼びかけにつきましては、消防の広報紙、それから、消防本部のホームページにおいて行っておりまして、美祢市生涯学習のまちづくり事業の美祢ふれあい講座や各種イベント会場において、現地での体験実施等を行ってまいっているところでございます。

設置マップにつきましては、現在は作成をいたしておりません。公的機関以外の民間事業所が設置されているAEDの設置場所について公表いたす場合には、同意をいただいて公表するということになりますので、当面は公的施設におきます設置場所の公表するということに対処させていただきたいというふうに思っております。

第2の質問でございます美祢市における教育環境の整備についての御質問につきましては、教育長に答弁をいたさせます。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 永富教育長。

〔教育長 永富康文君 登壇〕

教育長（永富康文君） 岡山議員の美祢市における教育環境の整備「スクール・ニューディール」構想の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の公立小・中学校に、パソコン、電子黒板、太陽光発電パネルの設置をいつから、どこから始めるかについての御質問であります。

議員御指摘の追加経済対策「スクール・ニューディール」構想では、学校施設における耐震化、エコ化、ICT化の推進が掲げられており、耐震化では安全・安心な学校施設の確保として、校舎、体育館の耐震化、そしてエコ化では、太陽光発電等の自然エネルギーの利用を初めとしたエコ改修の抜本的拡大、ICT化では、子供の学力、ICT活用能力の向上を図る学校ICT環境整備事業等がございます。

その中で教育用の児童・生徒用パソコンは3.6人に対し1台、公務用の事務、教員用パソコンは1人に対して1台、電子黒板は各学校に1台の整備目標が掲げられております。

現在の設置状況でございますが、小学校でのパソコン教室などにおける授業用パソコンの設置につきましては、美祢地区においては1人に1台、美東、秋芳地区においては2人に1台となっており、全児童に対する割合は5.41人に1台となっております。

また、中学校での同じくパソコン教室などにおける授業用パソコンの設置は1人1台の設置であり、また全生徒に対する割合は3.6人に1台となっており、ほぼ目標に近い状況にあります。

教員用パソコンにつきましては、小学校では9.95人に1台、中学校では13.5人に1台の割合となっており、教師の多くが個人用パソコンを使い業務を行っているのが実態であります。

電子黒板及び太陽光発電パネルにつきましては、現在小・中学校への設置はございません。

今後の設置整備についてであります。児童・生徒用パソコンにつきましては、

各学校でのパソコン授業に十分対応できる台数の整備につきまして検討したいと考えております。

教師用パソコン及び電子黒板の導入につきましては、デジタル教材によるよりわかりやすい授業の実現や校務の負担軽減、教育の情報化、セキュリティー等を考慮し、検討をしたいと考えております。

二酸化炭素の削減による環境負荷の低減を図る太陽光発電パネルにつきましては、校舎や体育館の屋上に設置することとなりますことから、屋上、屋根の形状やスペース、電池パネルや架台の荷重等設置をする際の構造上の安全確保が重要でありますことから、各学校施設の現状や耐震補強工事等を踏まえ検討を行いたいと考えております。

議員お尋ねの公立小・中学校に、パソコン、電子黒板、太陽光発電パネルの設置をいつから、どこから始めるかについてであります。今後実施事業が決まりましたならば、夏休み等、学校の休日を利用して行うこととなりますので、各学校との調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

2点目の安心して学べる中学校耐震化の早期実施についてであります。

学校は子供たちが1日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、安全性は最優先の課題となっております。

美祢市内の中学校8校のうち、第一次耐震診断は、伊佐中、大嶺中、美東中、秋芳南中、秋芳北中の校舎及び大嶺中、於福中、秋芳北中学校の屋内運動場について実施をしております。

第一次診断の結果、第二次診断または耐力度調査が必要な構造耐震指標、I S値が0.3未満の校舎及び施設は、大嶺中の校舎2棟と音楽室、美東中の校舎2棟及び秋芳南中、校舎1棟、屋内運動場は、大嶺中、秋芳北中の2棟で、合わせて8棟となっております。

議員お尋ねの安心して学べる中学校耐震化の早期実施についてであります。

対象となっております8棟のうち、美東中の校舎2棟、秋芳南中の教室等の合わせて3棟の第二次診断を行っているところであります。さらに、大嶺中の校舎3棟と屋内運動場及び秋芳北中の屋内運動場については、耐力度調査を行うこととしております。



今後の対応といたしましては、現在実施しております第二次耐震診断及び耐力度調査の結果をもとに、耐震補強工事や改築工事等について財源確保に努め、できるだけ早期に耐震化を図りたいと考えております。いずれにいたしましても、今後はさらに教育施設等の安全対策に万全を期したいと考えているところであります。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今村田市長のほうから、今回A E Dですね、この設置箇所についてはしっかりと美祢市のホームページ、今回ふえてから56箇所、公的な施設についてまずしっかりと載せていくと、そういうことで非常に早急に対処していただけると、非常に安心しまして、一刻も早くそのようにしていただきたいと思っております。

それとパソコンとか、持っておられん方もおられますので、また広報「みね」に、そういうところでもしっかりと美祢市A E D設置箇所のマップをきちっと載せていただきたいと、併せてその辺もどうか考慮していただきたいなと思っております。

今回いろいろA E Dの使用等云々あったと思えますけれども、ここ最近、1年間で一時心配停止状態になられた方に対して、このA E Dの使用がどの程度あったのか、実際にこのA E Dを使用して助かった実績があるかどうか、またこの講習等の実績がどういう状況かどうか、この点についてお尋ねしたいと思えます。

副議長（河村 淳君） 坂田消防長。

消防長（坂田文和君） 岡山議員の質問にお答えをいたします。

消防職員以外の市民の方がA E Dを使用して救命手当てをされた例があるかというこの質問として答えをいたします。

1年と言われましたけれども、ちょうど1年かどうかは記憶はありませんけれども、これまでに2人の方に対してA E Dをされておるということを確認しております。その中で1人の方が回復をされて元気に過ごされているということを知っております。

それから、もう1点、講習の件でございますけれども、消防本部が行います救命講習、昨年1年間の実績は77回でございます。講習人員は1,919人の方が講習を受けられております。

その講習の内容でございますけども、A E Dの使い方、また人工呼吸、それから、心肺蘇生、それから、救命に、これも必要なんですけれども、大出血による止血方法、そういった内容を講習に盛り込んでおります。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） よくわかりました。いずれにしてもA E Dで今後どういう形で今回のC O、一酸化炭素中毒で心肺停止状態になったと、さまざまな形で運動して、その後ふろから上がって心肺停止になって、どういう形でA E Dが使用されるかどうかわかりません。どうか皆様のメンテナンスが非常に、購入するのはいいけれども、後メンテナンスがきちっといなくて、さまざまな面で各企業も非常にトレスアビリティーをしてきちっと使えるように行っているけれども、それでもなかなか抜けがあるわけです。そういったときに大きな事故につながっていることというのが本当に多いわけです。

不思議とそういったときに自分自身が使おうというときに、実際このA E Dがバッテリー切れやった。それでは本当に事になりませんので、どうか今後しっかりと業者、また民間は民間でちゃんとやってでしょうけれども、どうか消防署の方がしっかりと講習した後に、そういったバッテリーとか、そういったメンテナンス、どうかきちっと誰がいつどうやった。そういったトレスアビリティーがメンテナンスがきちっとできるようにしておいていただきたいなとそのように思っております。

そういったことで講習ということで、私も昨年このA E Dの講習と、そして人工呼吸等やらしていただいて、こういう証明書がいただけますので、どうか皆さんもしっかりと消防署のほうにいて、何人かで、私は10人ぐらいで行って教えていただきましたので、どうか皆さんも実施されたらいいかなと思っております。

それから、次の質問に移りますけれども、公立の小・中学校でしっかりとパソコン、電子黒板等、しっかりと太陽光発電パネルを設置していただくと、こういった予算措置も国から大きくついてますよということを申し上げましたけれども、特に、ここ最近、政府が2020年までにこの二酸化炭素C O<sub>2</sub>などのこの温室効果ガス、この削減の中期目標を、この2005年度比を100とした場合、それよりも15%削減すると。そういうことここ最近発表したわけでありましてけれども、これは大変な数値目標であるということも言われている。

先進国では、一番、何ていいますか、この15%、CO<sub>2</sub>を2005年度100とした場合に削減するというのは、もはや本当に大変な状況と思っております。企業も非常に苦しいんじゃないかと思うんですけれども、そういった中でこの太陽光発電普及策によって、この1%をきちっと削減すると、環境と、そして経済の両面にわたって配慮した施策を、今回この「スクール・ニューディール」構想として打ち出しているわけであります。

そういうことで、今美祢市にあっては、公立の小・中学校30校ありますけれども、こういった太陽光発電パネルのこの設置箇所、確保、これがちゃんと準備できているかどうか、急に言われてすぐちゅうわけにはいきませんので、そういったところのまだ予算措置が済んでいない状況で、こういうことを聞くのはちょっと失礼かもわかりませんが、どうかこの辺の確保についてちゃんとできているかどうか、そういうことをお尋ねしたいと思えます。

副議長（河村 淳君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

太陽光発電パネルの設置についてでございますけども、先ほどもお話ありましたように、当面、現在の1,200カ所を10倍の1万2,000カ所に設置する計画となっているというふうに一応しているところでございます。

設置する場合につきましては、10キロワット以上の設備となります。10キロワット用の発電パネルを設置するといたしましても、設置面積が80から100平方メートルが必要となります。パネルの重量も本体が約1,000キログラムでございます。設置架台は1,500から2,500キログラムの重量がございます。

設置するとしましたら、その設置場所は校舎の屋上とか、あるいは屋根上への設置などになるかと思えますけども、屋上には高架水槽とか、天窗等いろんなものが設置されていると思えます。

また設置のスペースにつきましては、方向とか、風圧とか、積雪とか、荷重とかいろんなものを考えていかなければいけないというふうな状況でございます。校舎の耐力性なども課題になるかと思っております。そういうふうなところがございまずので、さまざまな条件等を十分に検討してからの対応が必要になるんじゃないかというふうにご考えておるところでございます。

副議長（河村 淳君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） わかりました。そういうことでしっかりとそういった予算措置は、多分これから市長の方向性をきちっと示されてできると思いますので、またその点もしっかりと考えておっていただきたいなと思っております。

後、いずれにしても太陽光発電、特に、公立の小・中学校について聞くんですけども、一応家庭用3.5キロワットで、もし各家1件が設置すれば二百二、三十万円かかると、そして今後政府のほうで助成措置とか、電気を買って今21円を今度倍の50円ぐらいにしていって、それで今二百二、三十万円、これを取り返して必要なのが大体15年ぐらいかかるといわれてます。これを今政府の助成措置とか、また売電とかやっていくことによって、11年で何とかもとが取り戻せる。

それによって今国が示した何とか15%を2005年に対してCO<sub>2</sub>を削減していく。そういったことをきちっとさまざまな面で相乗効果といいますか、シナジー効果をやっていかないとなかなかこういう問題というのは解決できないと思っております。

美祢市としてこういった民間が今後太陽光発電パネルを設置するに当たって、市として助成措置をされることを検討を考えておられるかどうか、この点ちょっと1点お聞きしたいなと思っております。

副議長（河村 淳君） 福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） それでは、岡山議員さんの御質問にお答えいたしたいと思えます。

先ほど教育長のほうからも回答がありましたように、現在、経済危機対策臨時交付金にかかわります事業につきましては内部検討をさせていただいております。その中で教育関連施設につきましても、今の段階で、美祢市において必要なもの、こういったものを審査している状況で、その中から先ほども教育長が言われましたように、最終的には市長のほうに提案させていただいた上で、議会のほうに来るべき時期、上程をさせていただきたいとこのように考えております。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） この件については、また今後の検討課題として、回答としては全然回答にはなっておりませんが、それをあえて追求はきょうはしないことにいたします。

最後に、40分まであとさっき言うた約束があと5分ぐらいあるんです。それで最後に、学校の耐震化について、特に、美東中学校、築50年たっている。それで二次診断のIS値0.3以下であれば本当に危険な校舎であることが、もう私は多分もう50年たったところというのは、二次診断した結果としてはもう0.3以下になるんでは、もうほとんど50年たった校舎というのは0.3以下なんです。そういう面で、どうかこのもしこの二次診断がきちっと0.3以下であった場合、この3校、美東中学校等もその校舎の建てかえ、改良ちゅうのはあるのかどうか、この点ちょっと最後にお尋ねして終わりたいと思ってます。

副議長（河村 淳君） 国舛教育事務局長。

教育委員会事務局長（国舛八千雄君） それでは、岡山議員さんの御質問にお答えをしたいというように思います。

先ほどIS値が0.3というふうなお話でございましたが、一応第二次診断につきましましては、一応0.7ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

現在この第二次診断を実施をいたしております。その結果につきましましては、判定委員会というのがございます。これに出しまして判定いただくということになっておるわけでございます。

そしてその結果が、IS値が0.7以上であった場合には、これは耐震性があるということでそこで終わりということになります。工事につきましましては行わないということになっておるわけでございます。

そしてIS値が0.7以下の場合でございますが、これにつきましましては、耐震結果において補強が可能であれば補強設計を行うということになります。そしてまた補強工事が不可能な場合には、これは改築設計を行うということになっております。

まず、補強工事の場合につきましましては、これを行う場合には判定委員会で、また補強設計、工法等に対する審査を受けるということになっております。そして工事を実施するということになっております。

そして改築の場合は、改築設計、そしてまた土質調査と地質調査、これらを行いまして工事実施をするということになっております。改築の場合は判定委員会の審査は不要というようになっております。これにつきましましては、先ほど申し上げました3校ほど今耐震をやっておりますが、これを中学校の校舎の3棟につきましましては、

今後その判定を見まして対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

副議長（河村 淳君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） よくわかりました。いずれにしても第2次耐震0.7以下になれば、そういう結果がきちっと出たならば、市民の皆さんがどうかということは私は市民の皆さんのほうがきちっと御判断されると思いますので、それにしっかりと御要望に沿った形ができるように、しっかりと御要望を御期待して、私の一般質問を終了します。ちょうど約束した40分になりましたので終わります。ありがとうございました。

.....  
副議長（河村 淳君） それでは、一般質問を続行いたします。西岡晃議員。

〔西岡 晃君 登壇〕

11番（西岡 晃君） 純政会の西岡でございます。今副議長のほうから簡略に質問しろということでございますので、簡略に要点をまとめて質問させていただきたいと思ひます。

一般質問順序表に従ひまして質問をさせていただきます。

前置きは長くいたしません、経済危機の中、雇用情勢については多少の明るさが戻ってきた感がありますが、まだまだ厳しい経済情勢であり、それに伴ひ、市の収入である市税、法人市民税等の減少が見込まれております。

そうした中、村田市長におかれましては、交流拠点都市として全国に美祢市を発信され、秋芳洞開洞100周年を期に、地域経済の建て直しを考えておられた矢先、大変な不幸な事故が発生いたしました。この事故によりどの程度の影響が観光事業に出るかは定かではございませんが、交流拠点都市を掲げる以上、お客様への安心・安全には今後とも十分配慮されますようお願い申し上げます。

さて、本題の質問に入らせていただきます。美祢社会復帰促進センター増設見込みについて、計画予定の方針について情報はるか、また周辺地域の振興策についてどのようにお考えかの2点をお伺ひいたします。

先ほども申しましたが、厳しい経済情勢の中、税収の減が余儀なくされております。足腰の強い自治体をつくっていかねばならないと考えております。豊田前地区に一昨年開所いたしました美祢社会復帰促進センターは、民間の資本を使った

P F I 事業の刑務所としてスタートし、地元地域の皆さんとも交流を深めながら順調に運営されているところとっております。

そうした中、今回政府が提出され国会にて可決された9年度補正予算に現在ある施設建設当初からの予定でありました施設増設にかかわる予算計上がなされていると聞きますが、具体的な内容がわかればお聞かせ願いたいと思います。

つけ加えますと、この施設の増設は平成20年3月、11月と、美祢市議会よりも法務省、地区選出の国会議員宛に要望書も提出しており、議会、執行部が一丸となって取り組んできた経緯があります。そうした経緯もあり、増設が現実となれば、地域の経済にも大きな波及効果があると本来なら思いたいところではありますが、現在ある施設建設時には、雲をつかむ思いで、なかなか思ったほどの経済効果が生まれなかったのではないかと思います。

執行部におかれましては、そのあたりの反省点がいろいろあるかと思しますので、ぜひいち早い情報収集をお願いしたいと思います。また、反省を生かし、どのような対策を持っておられるかお聞かせ願いたいと思います。

地元地域に目を向けて見ますと、地域住民と施設関係者との交流を積極的に行い、信頼関係も深まっているように思います。他の地域からの転入者がふえ、市長が言われております交流拠点とは異なるかもわかりませんが、私は交流拠点地域と感じており、プラスの効果が今のところ大きく出ているように思っておりますが、当初の計画が実行されていない部分もあります。

執行部もよく御存知のとおり、婦人科の診療施設、一般開放が現在まだ実現されておられません。現在の医師不足、市立病院の経営状況等いろいろな面で困難な状況は重々把握しておりますが、一般開放に向けていま一度努力をしていただきたいと思っておりますが、今後の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

村田市長におかれましては、施設誘致から建設、開所時の担当課長として、当時御尽力されてきたわけですが、地元地域との調整役としても大変御尽力いただきました。当時のことを振り返りますに、誘致に賛成、反対の声の上がる中、地元地域から市に対して、誘致に際し、四つの大きな条件を提示いたしました。一つは、安心・安全なまちづくり、二つ目は、交通弱者のための公共交通機関の整備、三つ目は、地域住民の交流できる施設整備、四つ目は、人口増加定住のための市営住宅の整備、この要望書を当時の小竹市長に提出さしていただいたときにも同席されてお

られたと思います。

そうした中、村田市長におかれましては、着実にこの要望に答えていただいております。防犯灯の設置、小学校へのフェンスの設置、地元農産物を販売するふれあいセンターの建設、本年10月より試験運行されますデマンド型バスの全市域への5年後の運行開始等、だんだんと地域が変貌していくのが手に取るようにわかりますが、もう一つ大きな要望でもあります市営住宅の建設をぜひ進めていただきたいと思います。

要望をした当時は、建設する場所がないのですぐには難しいとの回答をいただきましたが、状況が変わり、昨年でしたか、宇部興産より国道沿いの土地を寄附していただきました。また、現在増設の話が持ち上がっている状況も整っておりますので、ぜひ早い段階での建設をお願いしたいと思います。

現在の美祢市の状況を考え、人口が50人、100人単位で見込まれる地域はほかには余り考えられないと思います。そうした点で、今後周辺地域の振興をどのようにお考えなのか、また実行されるつもりなのかをお聞かせ願いたいと思います。

これにて壇上での質問を終わります。

〔西岡 晃君 発言席に着く〕

副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 西岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、美祢社会復帰促進センター増設の情報についてであります。先般法務省より全国的に女子の収容施設が不足していることから、平成21年度の経済対策補正予算に300名規模の収容施設建設費を上程し可決されたとの報告がありました。

このことは美祢市にとりまして大変喜ばしいことであるというふうに思っております。実は、本日、この一般質問がすべて終了後、夕刻に東京より法務省、本省の職員の方が私に説明にこられると、このことについて。そのときに詳しいお話がたくさんお話がちょうどできると、それと併せてその後に議会のほうへも御要望が法務省のほうに提出されておるということで、議会サイドにもこの説明をされるということになっております。

続きまして、施設内の診療につきましてでございますけれども、現行では医療スタッフでは増設に対応する受刑者の医療の確保は、ますます困難なことが予想され



ます。現在本市は2つの市立病院を有しておりますが、御承知のように、昨今の医師不足によりまして、社会復帰促進センターに医療を提供することが非常に厳しい状況になってきております。増設するためには積極的な医師等医療スタッフ確保対策がまずもって先決と考えておりまして、医師確保など受刑者の受け入れ態勢を整えるに当たりまして、引き続き強く国にこのことについて働きかけていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、周辺地区の振興策についてであります。増設となれば法務省の職員の方、それから、民間の職員の方、合わせて100名程度の増員が必要ということを経済省より伺っております。地域におきます就業の場の増加や、それから地域の消費拡大にもつながるということで非常に期待をしておるところでございます。

また、この民間職員の方に市内に定住をしていただくということ、そうしていただくためには、先ほど御質問にありました住宅の提供が必要と私も認識いたしております。

従いまして、市といたしましては、市営住宅の整備、また民間事業者にある賃貸住宅の誘致等を視野に入れて考えまして、地域振興、対費用効果等も考慮した定住促進に最も有効な手法を、積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

さらには、美祢社会復帰促進センター運営連絡協議会により要望設置をされました。先ほど議員の質問にもありましたが、豊田前地域ふれあいセンターを私は常に上げております交流拠点都市の核施設の1つとして、地域振興に有効に活用していくということも重要でありますので、そのことについてもいろいろ検討させていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、地元地区やまた商工会など、さまざまな皆様のアイデア、それから、工夫、その他もろもろの成功事例等を参考にして、この矯正施設の周辺地区の振興に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） ありがとうございます。医療体制については大変難しい問題が多々あるということは重々承知しております。この件につきましては、先ほ

ど市長の申されたように、国への働きかけ等々、再度また引き続き努力されていかれると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

まず何点が御質問さしていただきますが、旧美祢市議会では、この誘致に際して喧々諤々いろいろと協議をしてまいった経緯がございますが、旧秋芳町、美東町の議員さんにはなかなかわかりづらい面があるかと思っておりますので、若干その辺を財政的な面をお聞きしたいというふうに思っておりますが、現在、刑務所、矯正施設が民間で建設されたということで、固定資産税が入ってくることを3年間と減免措置をしているということがございます。

また、その国勢調査が来年の10月あるということで、受刑者に対するの交付税措置、この辺についてもまだ市の税収としては入ってきていないという面があるかと思っております。

その件につきまして、PFI事業が平成36年まで続く、それ以降も当然のことながら続いていくと思っておりますが、平成36年までの期間、どの程度の税収が見込まれるのか、また今市長がおっしゃいました300人程度の施設が増設された場合、当初今の施設が1,000人規模ですが、約100億円ぐらいの建設だったと思っておりますので、単純に計算して30数億円ぐらいの建設費がかかるのではないかなというふうに予測されますが、それぐらいの建設費であれば、どの程度の固定資産税、また今いう300人程度になればどのぐらいの交付税が、現交付税の計算値でよろしいですが、わかればお聞かせ願ひたいというふうに思っております。

副議長（河村 淳君） 福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） それでは、西岡議員さんの御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、1点目の税の問題でございますが、只今西岡議員さんが言われましたように、平成20年度から22年度までの3カ年につきまして、固定資産税の減免措置を市の条例の一部改正によりまして実施いたしております。

23年度からPFIが契約をしております平成36年までの固定資産税並びに税の見込みということでございますが、税の見込みにつきましては、地方税の改正による耐用年数の変更なり、固定資産税の評価がえ等がございますので、今後そういったことによつて、若干の変動が起これると、可能性があるという前提でお示しをさしていただきたいと思うわけでございますが、現行の固定資産税の見込み数値とい

うことでございます。現在の当初の施設につきましては、平成20年から22年までの減免額として約9,200万円、平成23年から36年間の家屋並びに償却資産の今後の固定資産税の見込み額でございますが、約3億1,000万程度という数値になろうかと思えます。

また、増設見込みの施設でございますので、これはあくまで仮定の話ということでお聞きいただきたいと思えますが、約30億程度の施設であれば36年までの固定資産につきましては、約9,400万円程度の見込みとなろうかと思えます。これは14年間のトータルの数値でお考えいただけたらと思えます。

それに併せまして、SPCにかかわります事業者の法人市民税、並びに関連する職員の個人市民税、こういったものが現在までの推計でいいますと、約でございますが、これは合わせまして約年間に1,000万程度の収入が見込まれるということでございます。

続きまして、交付税でございますが、先ほど申されましたように、平成22年度10月に5年に一度の国政調査が実施されます。それによりまして23年度より交付税の算入が人口の算入が行われるという月になろうかと思えます。これにつきましても、税と同様、交付税の金額につきましては、全国の人口並びに景気の動向、国の経済状況に基づきまして変動がございますので、これも平成19年度の決算に基づきます国勢調査人口が基本数値となる項目につきまして、ある程度現状の数値でいった場合に、増加部分がどの程度の交付税算入が見込まれるかという数字でございますが、交付税の制度上、非常に複雑な制度になっておりまして、なかなかこの数字が1人歩きをするということがありますので、その辺を御理解いただいた上でお聞きいただけたらと思えます。

受刑者の数につきましては、ことしの4月以降の平均数値並びにそれにかかわります刑務官、SPC等の市内在住者につきましては、昨年の6月の経済観光委員会に資料として提出された数値から推計さしていただいたもので、数字を出さしていただきますと、現時点で単年度で約1億3,000万程度の交付税の基準財政への収入が見込まれるということでございますので、これを14年間で足していただけたものがトータルの交付税として今後見込まれるということでございます。

しかしながら何度も申しますが、この数値につきましては、その当時、その当時の制度によりまして数値のとらえ方も変わってまいります。それと歳入の状況によ

っても交付税の額というのは動くものでございますので、その辺を重々御理解いただいた上で、この数字についてお聞きいただけたらと思います。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） この件につきましては、旧美祢市議会でもいろいろと議論されて、旧美祢市議会の方は大体の数字が頭の中に入ってるんじゃないかなというふうに思っております。そこで先ほど市長のほうから壇上で、積極的にいろんなことをやっていくということで、すごく積極的という言葉が強調されましたので、少し安心しておりますが、漠然と現在の豊田前の状況を、市長よくふれあいセンターに来て顔を出していただくことが多々あるんですが、漠然と見て、今現在の豊田前の状況、その周辺地域の状況を見て、今後何が足りないのかなと、何をしたいのかなというのがお考えの中にあれば、お聞かせ願いたいというふうに思います。

副議長（河村 淳君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 難しい今質問と思います。まず第一点、私を感じちよるのが、かつて豊田前地区というのは山間地で非常に栄えたところですよね。たくさんの方があそこにお住まいになって、またたくさんの方があそこに押しかけていったほどの賑わいをもった地域なんですね。それが炭鉱が閉山になりまして、人が出て行かれて、本当に火が消えていくという感じがしておりました。

私も美祢の住民として、それがこの矯正施設ができて、あそこたびたび私も前を通らしていただきますし、あの辺を寄らせていただくことはあるんですが、随分また明るくなったなというふうなイメージです。この明るくなったなあというイメージが出るというのは本当に大切なことで、いつも申し上げるんです。お住まいになっておられる方が我々の地区がこのまま地盤沈下をして消えてしまうんじゃないかと、火が。と思われるとやはり外からも人が入って来ませんし、その地域の振興というのは非常に難しくなってます。

恐らく、私だけじゃなしに、市外の方、県外の方があそこを通られたり、寄られたりということで、明るい雰囲気だなあということを感じておられると思います。これは本当に大切だと思います。そのと思われる印象を大事にしなくちゃいけないと思ってますね。今壇上で私がお答えをした中に交流拠点都市の核施設、ふれあいセンターです。小さいですけど思っております。というのが、今のPFIですね。P r

ivate.Finance Initiative ちゅうか、できた日本で最初の施設でありますし、これは全国で初ということは非常に大きな意義があります。

たくさんの方が、県外、また県内からも来ておられますけども、あそこは観光施設ではないですけども、しかしながら、美祢市にあるということに価値があるわけですね。そういうふうな全国初の施設が、入られた方々に、おい豊田前というのは素敵などだなあ、併せてこの美祢市は素敵などだなあということを感じていただきたいというふうに思ってますので、寄られたときに、この美祢でつくったもの、特産品として持って帰ってもらいたいというのがありますし、あそこのふれあいセンターで、ひとつナビゲーターといいますが、美祢市全体大きな観光市でもありますから、人を流すスイッチの入るところにしてもらいたいし、またあそこに逆にお流しをするということも考えとるんです。

ただ、あそこに寄られたときに、ふれあいセンターが活力がないと、「ああこんなものか」というふうな感じで帰られたら困りますから、一生懸命地元の方がいろんなものをつくっておられる工夫しちよるのもよく存じ上げてます。ただし、それだけではどうしても限界があろうと思ってますんで、私も市全体の中での取り組みとして、それに御助力をしてさし上げられたらなという思いがあるということは今壇上で申し上げたということです。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） ありがとうございます。地元の住民の方々がふれあいセンターでいろいろな野菜を出して一生懸命ボランティア、ほんとボランティアです。ほんとボランティアで一生懸命やられているということで、今私と多分市長考えが今一緒だなあと思いましたが、よその地域から来られた刑務官の方がほとんどです。その方があの地域の方と触れ合うところを提供していただいたという意味では、すごく大きいことだなあというふうに思っておりますし、そういった交流が一つの政策の柱ではないかなというふうに思っております。

そういった意味からも、この増設が見込まれる中、後言われました100人程度の雇用、刑務官も含めると、もう少し少なくなるかもわかりませんが、民間の雇用が50名程度あるかと思いますが、そういった外部からまた美祢市内からいろいろな方がこの地域に逗留される。また来られるということで、実はそういった

方々の勤務が非常に特殊な勤務状態、労働条件といえますか、何かあったらすぐ呼び出しがかかる。すぐ近くにないとなかなかそれが対応できない。

特に、冬場、御存知だと思いますが、美祢の市内から豊田前まで来るのに、桃木峠、ここが非常に雪が多くてかなり毎年事故が起きる地域でもあります。冬場にこういった緊急の連絡があってもなかなか夜行けないというようなことを耳にいたします。

そういった意味からも近くに市営住宅の建設なり、今市長がおっしゃいましたように、民間の住宅の誘致等を積極的に図っていただきたいと思いますが、1点、これは合併してからでも、昨年1年間8件行政視察が他の議会から美祢市に来られております。その8件のうち、5件はやはり矯正施設関連の視察ということ。ちょっと前にさかのぼりますと、平成16年からを見ますと、20件程度の行政視察に来られておられるということで、先駆者、フロンティアといえますか、先駆者じゃないといけない。そうだろうと思われて行政視察に来られたんだと思いますので、例えば、今市営住宅の規定がいろいろあるかと思いますが、独身はだめ、入居はできないとか、いろいろな縛りがあるかと思いますが、そういったものをPFI事業で市営住宅を建設してそういった条項を外して、そういった働ける人が独身でも住宅があつた地域に確保できるような施策を考えていただければ、またそういった新しい取り組みが全国に発信して、美祢市の名前が売れるのではないかなというふうに期待しております。

ぜひ今後ともあの地域、半永久的にあの施設があろうかというふうに思っておりますので、今財政の次長のほうからお話がありましたとおり、財政的な裏づけもしっかりあるという面もありますので、ぜひ振興のために、一肌脱いで市長の英断をしていただければというふうに思っておりますので、それを期待を込めて私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

.....  
副議長（河村 淳君） この際、暫時11時30分まで休憩をいたします。

午前11時14分休憩

.....  
午前11時31分再開

副議長（河村 淳君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 登壇〕

4番（高木法生君） 皆さんお疲れさまでございます。午前中の最後の質問者となります高木でございます。ことしの気候は5月までは少雨の傾向が続きまして、早く雨が降ってほしいそんな田畑からの声が聞こえてきそうな天候状態でありましたが、6月に入りまして、恵みの雨が降り、去る9日山口県は昨年より12日も遅く梅雨入りしたもようであります。梅雨入り後は大雨で被害をもたらすことなく、適度な雨を願っているところであります。

それでは、一般質問順序表に従いまして御質問申し上げます。

まず日中友好の今後の取り組み等についてお伺いをいたします。

最初に、過ぐる4月3日に友好都市協定の締結のため、来日されました棗荘市の副市長さんが美祢市合併1周年式典に花を添えていただきましたことを、会員の1人といたしまして心からお礼申し上げたいと思います。これを機会に両市が新たな気持ちで日中友好のさらなる促進交流が図られるものと思っております。

さて、旧美祢市は1993年6月に中国山東省棗荘市と友好都市締結議定書に調印し、両市間での交流が始まりました。このことにより、両市は人的交流を初めとして経済交流など相互理解と協力により友好な関係を構築されてきました。そして行政と相まって友好発展に尽力されている団体が、美祢市日中友好協会であることは皆さん御承知のとおりであります。

美祢市日中友好協会は、昭和60年9月に発足し、ことし24年目になります。これまでの交流事業としてホームステイの人的交流、少年サッカーのスポーツ交流などの青少年交流を初め、中国伝統曲芸の文化交流、農業視察団との経済交流など多くの交流の輪を広げつつ、友好交流活動を続け今日に至っております。

美祢市は合併1周年を迎える本年4月3日、棗荘市との友好都市協定調印式が行われ、これにより両市の協力関係を拡大、発展させる新たなスタートラインに立ったといえます。

市長の政策公約の柱の一つであります交流拠点都市、観光立市の建設を目指すとともに、県内外を問わず世界に向けた発信に取り組むとおっしゃっております。

美祢市は秋芳洞を代表とする観光立市であります。中国の生徒、学生の修学旅行

や一般観光客を迎い入れるなど大きな目標とし、また農産物の宝庫としての野菜類及び栗など果物類を輸出していく仕組みなど、流通等いろいろ難しい問題もあろうかと思いますが、お互い情報交換しながら経済交流を中心的な存在として前向きに考えることも必要ではないかと考えます。

今後前述した観光、経済、そして職員間の交流を含め、各分野にわたる両市の交流をさらに推進していくことになれば、一衣帯水の隣国である日中両国の友好関係に大きく貢献することになると思っております。

そこで市長さんに2点お伺いをいたします。

まず、1点目は日中交流を今後どのように深めていかれるか、そして2点目といたしまして、本年度調印を契機に訪中団を結成し、両市との交流を図る計画がおりになるか、以上、2点お伺いをいたします。

次に、教育行政関係についてお伺いをいたします。

1項目といたしまして、学校における食育の取り組み状況についてでございます。近年国民の食生活をめぐる環境が大きく変化し、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食等の栄養の偏り、不規則な食事による肥満の増加、逆に過剰なダイエットに走る子供の増加、食物アレルギー、そして食の安全などさまざまな問題が生じております。このような問題を解決するキーワードが食育といわれています。

平成17年7月に施行された食育基本法では、食育とは、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間をはぐくむこととされています。

また食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであると位置づけるとともに、特に子供たちに対する食育について心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものと強調しております。

食育は、最近の造語ではなく、村井弦齋が明治36年、1903年新聞に連載された食に関する啓発小説である食道楽の中で「小児には徳育よりも知育よりも、体育よりも食育が先」と今から100年前から食育についての重要性を記述しています。そして、このたびの食育の基本法の成立で栄養教諭制度もスタートし、食に関する指導が、小・中学校のカリキュラムに組み込まれ、栄養教諭が中心となって食に関する実践的な指導を行うことなどが定められました。



これにより、今後児童・生徒たちは朝食の大切さ、さらに当美祢市は農産物が豊富な地域でもあり、実際に子供たちが野菜、米、地域の食材などの作物を栽培し、そして収穫、手を加えて食するという一連の体験活動を通して、農業に対する理解や生産の苦勞とともに楽しさを学ぶことなど、食育の大切さを実感できるものと思っております。

食品の安全確保が急務といわれる状況におきまして、地場産物の活用は食の安全を守るため、ひいては本地域の地産地消、活性化にもつながるものと大変期待をしております。

そこで学校給食における食育について、現時点までの取り組み状況をお伺いをいたします。

続きまして、2項目とし、就学援助制度の現状等についてお伺いをいたします。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費、給食費、就学旅行費及び医療費などの一部を自治体が必要な援助を与えなければならないとされている制度であり、これに基づいて各市町村が支給しているものであります。

そして、国は市町村が行う援助に要した経費について、予算の範囲内で援助する仕組みになっておりましたが、平成17年度からは要保護者分は現行どおり国庫補助対象として継続される反面、準要保護者分につきましては、税源移譲を行った上で、国の補助から除外され、市町村が一般財源として負担することになりました。

そして、近年の経済状況と市町村の財政悪化の中で大変な重荷としてのしかかることとなった現在、この制度は市町村の自由裁量となったことから、山口県においても認定基準が高かった5自治体が見直しを実施したところであります。

本美祢市の就学援助制度については、法定協において美祢市の例により合併時まで調整するとあり、合併後の数値は持ち合わせておりませんが、平成19年度時点での山口県13市の認定率の状況を見ますと、認定率が一番高い市では30%、逆に一番低い市で9.8%と美祢市は10.5%、11ないし12番目に位置しております。

本市において、平成19年度を1市2町に当てはめた場合、240人となっておりますが、合併後はどのように推移しているのでしょうか。援助対象者数と認定率をお伺いいたします。

また、この不況による不安定就労が増大する中で、限られた予算で真の就業困難な児童・生徒への支援を大前提といたしまして、現在の認定基準を緩やかにするなどの就労援助について再考する時期にあると考えますが、教育長さんにお考えをお伺いいたします。

以上を持ちまして壇上からの質問を終わります。

〔高木法生君 発言席に着く〕

副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） それでは、高木議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の日中友好についてであります。旧美祢市と中華人民共和国山東省棗荘市とは、平成5年6月1日に旧美祢市におきまして調印いたしました「日本国山口県美祢市・中華人民共和国山東省棗荘市友好都市締結議定書」によりまして、両市間での交流を開始をいたしまして、翌年平成6年9月1日には棗荘市において「美祢市・棗荘市友好都市締結に基づく交流・協力協定書」を調印をいたしております。これに基づきまして、両市の友好関係の長期にわたる安定的な発展、さらに平等互惠の原則にのっとり人的友好往来を主体に経済、貿易、科学技術、衛生、文化、教育、体育等にわたる交流と協力協定を締結した経緯がありまして、合併以前の平成18年までお互いに訪問し合い、ともに友好を深めてまいったところであります。

その後、旧1市2町の合併協議におきまして、友好都市事業については、従来からの経緯を尊重するとともに、提携先の意向を確認をいたし、新市に引き継ぐとする調整方針が確認をされたところであります。

これに基づきまして新市発足後、速やかに本調整方針に基づき、棗荘市と綿密な事務調整を執り行いました。これによりまして、さきの合併1周年記念式典に併せ、陳愛梨棗荘市副市長以下7名の友好都市訪日団を美祢市に御招待いたし、改めて友好都市交流協力協定書を調印したのは皆様御存知のとおりであります。

今後の棗荘市との交流についてでございますけれども、私の政策の柱の一つであります交流拠点都市を目指す本市といたしましては、これまでの経済、貿易、科学技術、衛生、文化、教育、体育に加え、特に観光分野につきまして、積極的に国際交流を深め、両市のさらなる発展に寄与できる友好関係を継続する所存でございます。

す。

また、御質問のありました棗荘市への訪問につきましては、棗荘市の陳偉市長より正式に私宛に招待文書が届いております。このことから先ほど申し上げた交流拠点都市、観光立市を目指す立場から、国際交流、国際観光という面からもあらゆる長期的な展望を考慮し、また本市、先に陳愛梨副市長にこちらに来ていただきまして、この答礼の意味からも棗荘市への意義ある訪問につきましては、前向きに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、2点目の教育行政関係についての御質問は教育長より答弁をいたさせます。

私よりは以上でございます。

副議長（河村 淳君） 永富教育長。

〔教育長 永富康文君 登壇〕

教育長（永富康文君） 高木議員の食育の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

近年私たちの職生活をめぐっては、栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加、食の安全上の問題、さらには食の海外への依存などさまざまな問題が発生しております。

こうした状況に対応するために、平成17年6月には「食育基本法」が制定され、山口県では平成19年3月に「やまぐち食育推進計画」が策定をされたところであります。これらの中で食育の目的はさまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることの必要性が示されております。

また学校給食法の改正が行われ、本年4月により施行されたところでありますが、食育の一層の推進を図るために、学校給食の目的を食育の観点から見直し、栄養教諭の果たす役割を法的に位置づけることや、食に関する全体計画を作成をすること等が明記されております。

さらに、20年3月に告示されました新学習指導要領におきましてもその総則で、学校における食育の推進が明確に位置づけられているところであります。

このような状況下、全小中学校で「食に関する指導全体計画」を作成し、発達段階に応じて各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して

計画的、継続的に食育を推進しているところであります。

特に、地域の方や関係機関と連携しながら、美祢市の豊かな自然の中で田植えや稲刈り、ハウレンソウ、ゴボウ、梨づくり等を通じて、食物をみずから育て食する体験活動に積極的に取り組み、生産の喜びや生産者への感謝の気持ち、食物を大事にする心を育成しているところであります。

また、給食試食会、親子給食、親子料理教室、学校保健会の開催、肥満傾向児、偏食児への個別相談等の実施を通して児童・生徒への指導や保護者への啓発を行っております。さらに、美祢市や山口県の地場食材を中心とした給食、日本の伝統行事に関連する給食、世界の料理、バイキング給食等、給食献立の工夫をしながら食育の指導を行っております。

食育の中核を担っております栄養教諭につきましては、現在大嶺小、厚保中、美東中の3校に配置されております。栄養教諭は学校給食の管理だけでなく、積極的に教科、特別活動等で児童・生徒の食の指導に携わっております。食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行うことにより、朝食摂取率の向上、残食率の経過等、児童・生徒、教職員、保護者の食に関する理解や関心が高まる中、教育効果が上がっているところであります。

今後とも児童・生徒の望ましい食習慣の形成や児童・生徒自身の食の自己管理能力の向上を図るため、美祢市の自然環境を生かした体験活動や栄養教諭の効果的な活用等を行うことにより、食育の積極的な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、就学援助金制度の現状についての御質問にお答えいたします。

学校教育法第19条で、経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しましては、市町村は必要な援助を与えなければならないと定めておりますことから、本市では、美祢市就学援助費交付要綱を定め、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資するため、就学援助費の交付を行っているところであります。

議員お尋ねの合併後の認定人数と認定率についてであります。平成20年度が233人で認定率が10.4%、21年度が239人で11.0%であります。しかし、21年度につきましては、5月1日時点での人数であり、年度途中の申請も可能になっておりますので、現在の社会経済情勢をかんがみるに今後増加すること

が見込まれます。

次に、認定基準の見直しについてであります。本市におきましては、認定基準を児童・生徒の属する世帯の前年度の収入が生活保護基準の1.3倍以内であることを基準としております。この基準につきましては、山口県内のほとんどの市が採用している基準であり、この見直しにつきましては、財政状況や他市の状況も考え合わせながら、今後慎重な検討をしていく必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、広報の活用や校長会や事務職員の研修会等の機会を通して、制度の周知を図り、子供たちが経済的理由により就学できないということがないよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 高木議員。

4番（高木法生君） 市長さん並びに教育長さんには御答弁ありがとうございました。現状あるいは将来に向けての積極的、また前向きな姿勢がうかがえる回答であったと理解させていただきます。

それでは、若干再質問させていただきたいと思いますが、まず、日中交流についてでございます。質問で申しましたように、美祢市は観光立市ということの中で、本市へ観光客を迎え入れるということも大変必要でもありますし、また市の職員が棗荘市に派遣するとともに、棗荘市からも職員がこちらのほうへ何されるという形、本当の意味での人的交流というのもこれから必要ではなかろうかと思っております。

観光客の受け入れに関連してでございますけれども、現在、中国人の観光客が訪日される場合には、添乗員が同行するというグループ旅行に限られているようでございまして、今年の7月をめぐりに広州と上海、北京においては、富裕層、裕福な方を対象に日本へ個人旅行を認めるという方針も打ち出したようでございます。

来年は中国全土にこうした個人旅行を認める方針を打ち出しているようでございますけれども、これによりまして、今100万人の中国の方が日本へ来日されているようでございますが、この縛りがとれますと、25%増の125万人の方が日本においでになるというような状況もあるようでございます。観光的交流の促進を一層図っていただければこのように思います。

次に、訪中の件でございます。ことし新中国建国60周年の記念の年にも当たるようでございまして、世界的な経済不況の中で大変厳しい環境において日中の友好

関係にも少なからぬ影響が出てくるものと思っております。

訪問について市長さんの答弁では前向きに検討ということでございました。市の財政状況を考えますと大変申し上げにくいところでありまして、またお答えにくいとは思いますが、今度こうした訪中に対しまして、現実味があるものかどうか、もう一度市長さんのお考えを伺いたしたいと思います。

副議長（河村 淳君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の高木議員の再質問は、今年度中に訪中をする予定はあるかどうかというお尋ねですね。壇上で申し上げたように、陳棗荘市長から正式に招待状も届いておりますので、礼儀を犯してはいけないということで、行く必要があると私認識しております。

それと今おっしゃったように、中国の海外に出られる制度そのものが大きく変わろうとしておりますので、棗荘市の人口が実は300万人を超えています。山口県の人口の2倍以上の市と私どもの市が今友好都市の関係を結んでいるということで、すべての方が美祢市に入ってくられると非常に大きな観光資源になりますけれども、この位置づけをつくっていくというのが私に課せられた使命かなというふうに思っています。

ただ、今年に関しては、御承知のように、この経済情勢、それと新型インフルエンザもありますし、それとまだこの訪中に関して財源措置もいたしておりません。それと訪中するにしまして、私は行くにはもちろん、ある一定の使節団を組む必要があると思っておりますので、その市の職員、それから、例えば、随行される方が民間の方がおられる場合、その負担金をどうするかとか、そういうことを含めてまだ具体的なことを煮詰めておりませんので、恐らく今年度中の訪中は難しいかなという気持ちでおります。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございました。事情は察しいたします。今後とも両市がさらなる友好が深まることを願ひまして、この件につきましては質問を終わりたいと思います。

次に、食育について教育長さんにお伺いしたいと思います。

昨年大中議員さんのほうから米飯給食等の一般質問の回答の中で朝食の摂取率が

小学校が98.5%、中学校におきましても91.8%という高い数値を示してあるというような回答があったかと思っております。

このことは美祢市の各学校が、朝食等を実勢に取り組みというものがしっかりとやっているということがうかがえる結果であろうかと思っております。そこで食育につきましても、近年の栄養の偏りなどのさまざまな問題が発生している中で、食育基本法の制定、そして本年度から学校給食の改正などによりまして、栄養教諭を中心としてあらゆる角度から食育が推進され、そして児童・生徒への指導、体験学習の実施、また保護者への啓発活動を含めまして熱心に取り組まれているものと理解させていただきました。

食育の推進に当たりましては、私も昔経験したことでございますけれども、業務の改善等に使用される計画の立案といいますが、(plan)、そして実行、(Do)評価(check)改善(Action)というようなPDCAサイクルで取り組まれているのかなという気持ちを持ったほどでございます。目標をしっかりと持って実施されているということは先ほどの回答でわかった次第でございます。

食育の基本法の制定によりまして、栄養教諭の制度が導入されてまだ4年不足でございますけれども、ここで1点お伺いしたいと思います。教諭の絶対数も不足しているというようなことも否めない状況とは思いますが、今後の栄養教諭の配置等についてどういうお考えがあるか、よろしかったらお聞かせ願いたいと思います。

副議長（河村 淳君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 栄養教諭の配置についてのお尋ねでございますが、先ほども3名の配置というふうに申し上げましたが、大嶺小、厚保中、美東中に本市では3名ほど配置をされております。

全体的には48名でございますが、大体市によりまして違いはありますが、2名から6名程度の配置でございます。食育の推進につきましては、先ほど申し上げましたように、計画を各学校つくりまして、それに基づいてさまざまな教育活動を通して推進しているところでございまして、年度末にはそのことについて点検しながら、再度改善を図っていくとなっておりますけれども、そういうためには、大変重要な役割を果たすものでございますので、市教育委員会といたしましても、この食育の推進のために県教育委員会へさらに配置をふやしてくれるように要望を続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 高木議員。

4番（高木法生君） 栄養教諭のことにつきましては、人事等の問題はやはり県教育委員会のほうで管轄であろうと思いますので、思うような要望、配置は難しいとは思いますが、この美祢市の各学校の配置可能な方向で今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、最後でございますが、就労支援の現状等についてお伺いをしたいと思っております。

先ほど一般質問で申しましたように、美祢市は認定率が10%程度であるということ、13市の中で11ないし12番目に該当するではないかという状況でございます。

この低い理由につきましては、本当に吟味しなきゃならないとは思っておりますが、一般的には市の財政力は低い、あるいは教育市として教育関係に熱心かどうかということもあろうかと思っておりますし、PR不足、周知徹底というものが上げられるのではないかと考えております。

すぐにできることといたしましては周知の関係であろうと思っております。保護者への文章は配布されているとは思っておりますし、今後につきましては、3月1日付で掲載もされておりました。ただ、ホームページにつきましては、確か探してもなかったような気がいたしておりますけれども、30歳代の保護者の方が大半であろうと思っておりますし、ホームページによる周知は大変有効な手段ではなかろうかと思っております。これら周知の方法について何かお考えがありましたら、お聞かせください。

副議長（河村 淳君） 永富教育長。

教育長（永富康文君） 就学援助の制度につきまして、どのように周知をしていくかというお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、さまざまな機会をとらえて、学校、あるいは事務職員の方等を通して周知をしておりますが、また今御指摘がありましたように、ホームページでどうかと、そういうふうな広報も加えたらどうかというふうなお話でございました。さまざまな機会、市の広報等を通してやっておりますけれども、御指摘のありましたようにホームページを活用しました周知につきましては、現在のところ県内では、確か山口市がやっているよう



に伺っておりますが、それ以外の市町村ではまだというふうに思っておりますけども、今後できるものでしたらこのように取り組みを進めて改善をしてみたいと思っております。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございます。それでは時間も押しておるようでございます。もう1点、要望としておきたいと思えますけれども、認定基準の見直しの件でございます。このことは大変重要なことございまして、今後十分検討していただきたいと思えます。

先ほどの回答の中で、本市の受ける認定基準は生活保護基準の1.3以内ということでございました。他市の例を見ますと、最も高い自治体で1.5倍以内というのがございます。これは合併時に高い自治体に併せたというものでございまして、現在見直しが検討されているようでございます。

13市の平均でおおむね1.3倍以内が大勢は示してはおります。美祢市と同率でございますが、しかしながら、認定基準の算定式の大部分の自治体では月額所得額で求めておると、これに対しましては、美祢市は月額収入額として求めて、これによりまして、認定基準の1.3倍以内の額に該当しない。認定されない児童・生徒が想定されるわけでございます。

認定基準の1.3以内ということは継続しながらも、不安定就労がふえると予想される今日ではございます。算定について大部分の市と同様な月額所得者としての、そして就学できない方を出さないために、見直しを検討されるよう切望いたしたいと思えます。

以上をもちまして、私の全質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

.....  
副議長（河村 淳君） この際、暫時13時15分まで休憩をいたします。

午後0時11分休憩

.....  
午後1時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。三好睦子議員。

〔三好睦子君 登壇〕

6番（三好睦子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の三好睦子です。質問通告書に従って質問させていただきます。

まず初めに、カルストの湯で働く従業員の皆さんの労働条件の改善についてお尋ねいたします。

カルストの湯の従業員さんの勤務時間は、月曜日、水曜日、金曜日の週3日は午前8時30分から午後8時30分まで、これは12時間になります。そして日曜日は午前8時30分から午後9時までで12時間30分働かれることになります。また火曜日、木曜日、土曜日の3日間は掃除のために午前8時30分から12時30分まで働いておられます。これは4時間となっています。

1週間の勤務時間を見ますと、1人の方は水・木、金曜日と働いておられ、28時間です。もう1人の方は残りの月曜日、火曜日、土曜日、日曜日の32時間30分働いておられます。これは労働法第4章の第32条の「1週間について40時間を超えてはならない」とした項目には違反はしていません。しかし、2項目目の「使用者は1週間の各日については労働者に休憩時間を除き、1日について8時間を超えて労働させてはならない」とした項目があります。カルストの湯の営業日の5日間は1人の方が1日労働時間が12時間以上働いておられることとなります。この点についてどうお考えなのでしょう。

また、労働基準法の休憩については、第34条で示されています。使用者は労働時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分、8時間を超える場合については、少なくとも1時間の休憩を労働時間の途中に与えなければならないとされています。

カルストの湯の1日の勤務は朝から晩まで1人で働いておられます。交代はありません。休憩時間もないし、昼食は受付の席でとっておられるようです。このような状況は労基法の第34条との整合性はどうなのでしょう。現在、この勤務体制に無理があるのではないかと思います。当然この勤務体制を改善すべきと考えますが、市長さんはどのようにお考えなのでしょう。お尋ねいたします。

そして2点目ですが、美東総合支所の移転についてお尋ねいたします。

現在の美東総合支所は昭和29年に昭和の大合併で当時の合併促進法により1町

3村で旧美東町ができました。旧大田町の庁舎に本庁を置いて、コの字型の2階建ての建物でしたが、増築や一部改築等によって今日に至っています。

今では庁舎も古くなり、雨漏りや1階の床は歩くたびにぎしぎしと大きな音がします。出入口のドアは重くて開閉しにくい状態です。これでは高齢者の方には相当力を振り絞らないと出入りができません。トイレは農業集落排水事業に伴って改良されましたが、バリアフリーでないために、間口も狭く、また洋式トイレでないために総合支所に来られた高齢者や障害者の方は使用しにくい状況です。

こういった状況の中で美東総合支所庁舎は、今後改築、移転等が考えられますが、新築には費用が相当かかると思われます。そこで合併により職員数も減っている状況から美東総合支所庁舎は美祢市美東保健福祉センターと美東センターに移転して、住民によりよいサービスをすることがよいのではないと思われます。保健福祉センターは平成12年に建築された新しい建物です。平成19年までは社会福祉協議会と保健福祉課が使っていました。平成20年からは保健福祉課が使用していたところです。

美東保健福祉センター及び美東センターは駐車場も広く、体育館と隣接しています。また道路網も整備されたことですし、市民の利便性を考えたとき、美東保健福祉センターと美東センターが最適地ではないかと思えます。行政の機能を1カ所に集中したほうが市民にとって利用しやすいと考えます。この点について市長さんはどのようなお考えなのかお尋ねいたします。

3番目として、美祢市美東の取水場の美東簡水の硬度低減化装置の取り付けについてお尋ねいたします。

美祢市美東町の大田、綾木、一部赤郷に給水している取水場の美東簡水は硬度が高く、住民の皆さんから市水に石灰が含まれているため、電気温水器に石灰が付着して壊れ、器具の寿命が短くすぐ買いかえないといけない。ポットやかんに石灰が付着する。何とかしてほしい。家庭用軟水器をつけようかと思ったら、1器が30万以上してはそう簡単に買えません。大もとの取水場に軟水器装置をつけてほしいと強い要望があります。

このように生活用水に石灰が付着することは住民にとって大きな悩みの種なのです。歯科や理容、美容、食堂など営業しておられる方はもつとこれが深刻なのです。営業に差し支えるので既に営業用の軟水器を取りつけられておられるところもあり

ました。1器100万円したということです。これが壊れるとまた買いかえないといけない、早く大もとに軟水器をつけてほしい。暮らしに営業に直結する本当に切実な要望です。家庭用は20万から30万円するものです。何とかならないものかよい方法はないものかと考えています。

高い山に囲まれた山ばかりのこの美東町できれいな水に恵まれているのに、良質の水が供給できないとは本当に悔しい気持ちです。水、水とうらめしい気持ちで高い山を見えています。

そこで問題解決のために幾つか考えてみました。これらに費用が幾らかかるのでしょうか。お尋ねいたします。

一つ目として、石灰のない新たな水源地を早急に探し、市内に給水するための費用と期間についてお尋ねします。

二つ目は、自家用井戸のボーリングをする費用について、これには補助金は出せないものか、未給水地区にはボーリングの補助金を出ていますが、給水地区にも補助金を出せないものか、しかし、これでは市内全戸の石灰水の解決にはならないですね。

3番目として、家庭用軟水器を全戸に補助金を出すとしたら幾らかかるのでしょうか。これは軟水器が買える家庭はいいけれど、買えない家庭もあるかと思imasuので、全額補助金を出さないと問題解決にはならないかと思imasu。その金額をお尋ねいたします。

四つ目として、美東簡水に硬度低減化装置の設置費用は幾らかかるのでしょうか。

以上、お尋ねいたしまして、壇上からの質問を終わります。回答によっては発言席で質問させていただきます。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 三好議員の御質問にお答えをいたしたいと思imasu。

まず、1点目のカルストの湯で働く人たちの労働条件の改善についてであります。

美祢市高齢者福祉施設カルストの湯は、高齢者及び地域住民の健康増進及びレクリエーションの場を確保し、市民の健康及び福祉の増進を図り、もって地域の活性化に資するために、平成15年4月に設置をいたし、開業以来、毎年約1万人を超

える入浴者数がありまして、非常に多くの方々に御利用いただいているところであり  
ます。

なお、平成20年度の入浴者数は1万2,010人ございまして、前年度に比  
べまして約1,550人、率にしまして14.8%増加しております。地域の活性  
化とともに、本市の高齢者福祉の増進に寄与しているものと考えております。

現在このカルストの湯の管理運営は所長として岩永出張所長が兼務をしておりま  
して、ほかに2名を配置し施設の管理業務をしているところであります。

三好議員の御質問の趣旨でございますが、この管理運営をお願いをしている方の  
業務内容に関する御質問というふうに理解をしております。

美祢市においては行政改革の推進という観点から民間委託等の推進を積極的に図  
っているということで、これは議員御承知のとおりでございます。この事務事業に  
おいて民間にできることは民間にということの基本にしまして、民間のほうに委託  
する業務の拡大を図ってまいったところです。

このカルストの湯の管理業務につきましても業務内容等を考慮した上で、2名の  
方と管理業務委託契約を締結しています。管理業務を委託する契約を締結していま  
す。この管理業務の委託契約の内容は、施設内外の環境整備や衛生管理、その他諸  
用務を行うものでありまして、業務時間は施設の開館時間や入浴時間に併せて曜日  
によって違いはありますけれども、短い日で4時間、長い日で12時間となってお  
ります。

なお、この委託契約につきましては、民法上の雇用契約ではなく、施設の管理業  
務を目的とした先ほど申し上げましたように、業務委託契約として締結をしてい  
るところであることから、労使関係ですか、労働者と、労使ですね。使うほうと使わ  
れるほうという立場です。労使関係にはないものと考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたが、平成20年度においては、前年度に比  
べまして入浴者数も増加をしておりまして、今後さらに入浴者数の増加が見込まれ  
れば、2名での対応が困難になるということも考えられますので、その際には、委  
託業務内容の変更を含め検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、今後は現状の経費で最大限の効果が上がるよう入浴時間等の変更も含めた  
施設の管理体制の見直しを行い、より市民の皆様が利用しやすい、また設置目的で  
もありません地域の活性化を図るとともに、高齢者福祉の増進が図られる施設とした

いというふうに考えておりますので、議員の皆様はじめ、市民の皆様の御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げますとところでございます。

次に、2点目の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

美東総合支所を美東センター、それから、美東保健福祉センターへ移転してはどうかということについてであります。

初めに、美東総合支所の現状について申し上げますと、昭和29年10月から旧大田町の庁舎を旧美東町役場としてこれまでに増改築を行いまして、合併後は美祢市役所を総合支所として今日に至っているということは議員御承知のとおりですね。現在3課27名の職員を配置しております。

建物につきましては、さっき言われました建築後50数年が経過を致しまして老朽化をしているところであり、議員が御指摘になりますとおり、床がぎしぎし音をたてたり、一部雨漏りがしたり、また洋式トイレがなかったりということで、市民や来庁された方々に御迷惑をおかけしているところであります。

次に、総合支所を美東センター、美東保健福祉センターへ移転することについてでありますけれども、建物の老朽化への対応を考えますときに、議員がおっしゃるように、ほかの建物への移転することも選択肢の一つであるというふうに考えております。ただし移転する場合には次のことを十分に協議し、また住民の方へ周知をして御理解をしていただくことが必要となります。

まず第1に、地元商店との協議であります。この事業所が少ない地区にありまして、これまで役場、以前は役場でございますね。それから、現在は総合支所、この近くで商店を営まれまして、地域の商業の振興発展に尽くしてこられた経緯があります。この商業者の方が、この方々の御理解が必要になるということになるかと思えます。庁舎移転についてはですね。

第2に、美東センターと美東保健福祉センターには、それぞれ設置をした目的がございます。美東センターは産業及び教育文化の振興並びに住民福祉の向上を図るという目的で、旧美東町におかれて昭和55年に、また美東保険福祉センターは、健康の保持及び増進のために、平成10年にこれも旧美東町が設置をされまして、これに基づいて各事業を行っているところであります。

美東センターでは、文化研究会や教育研究会、それから、子供会などを初めといたしまして、また保健福祉センターでは、育児相談、それから、子育てサロン、健

康体操など事業のために多くの団体がこの両施設を使用されている現状があります。

この団体と今後の活動場所等を含めて協議が必要と考えますし、また現行の設置条例に基づき、大きく設置目的を外れた形の使用はできないものというふうに思っております。

次に、内部的には、内部的というのは、組織的なこととか、施設のことです。コンピューターの移転にかかわること、それから、防災無線のそれにかかわること、それから、告知放送の移転にかかわること、電話交換機の移設にかかわること、それから、サイレンの移設にかかわること、それから、水道警報盤の移設などが必要となってまいります。また跡地の利活用につきましても、これらに費やす経費と併せ、検討していかなければならないということが起こってまいります。

それぞれに検討、協議をしていく時間も必要ですし、また冒頭申し上げました住民の方々への周知も必須の条件というふうに思っております。

いずれにいたしましても、これらの事項をクリア、解決していかなければなりませんし、総合支所を移転することについては、早急ということじゃなしに、これからの課題として考えさしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、3点目の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

市の水道の硬度と良質の水確保についてでありますけれども、御承知のとおり、美祢市全域が秋吉台カルスト台地の影響を受けておりまして、水源としているその地下水についても石灰分を含みまして、硬度が高いということが避けられず、美東簡易水道水溜水源の水においても硬度は約140と、他地区と比較して高い数値が示されているところであります。

石灰分を多く含むことによる硬度の高い水道水の人体の影響につきましては、昨年の9月議会の一般質問でもお答えいたしましたけれど、硬度は水道水の質を向上させまして、よりおいしい水を提供するための水質、基準項目があります。水質のですね。その基準項目の快適水質項目の一つ、快適かどうかという項目の一つということです。人の健康に影響を及ぼす大腸菌、シアン等の基準、ですから安全にかかわる基準項目とは全く別の項目のことということです。硬度が高いということによる人体への影響はないと考えているところであります。

しかしながら、石灰分を多く含む水道水の影響につきましては、さっき議員がおっしゃいましたように、ポット等への石灰の付着や温水器のパイプ閉塞等が考えら

れるところであります。そこで石灰分の少ない水道水の供給のため、何例か具体的な例を今示されましたけれども、まず新たな水源の確保にかかる御質問です。

現在の水源は、当初簡易水道設置をするに当たりまして、先人の方、旧美東町の先人の方々が多くの時間をかけられまして調査をし、検討され、現在の水源を決定されたというふうに思っております。そういうことから新たな水源を確保することは非常に困難ではないかなというふうに考えております。

次に、自家用井戸のボーリング、それから、家庭用軟水器の設置に対する補助制度につきましては、全戸について硬度を下げることにはならないという問題があるということですね。さまざまな問題が発生するということが予測をされまして、根本的な解決にはならないと考えるところであります。

最後に、硬度低減化装置の設置につきましては、装置の設置に多額の費用を要すること、また新たに維持管理の費用等を必要とすること、さらにはこれにかかる費用が水道料金に影響を与える。はね返ってくるということになります。こういうことがありますので、慎重に検討をする必要があるというふうに考えております。

具体的な新しい硬度低減化装置の金額等につきましても、いろいろ調査をさせております。私のここの壇上ではお答え申し上げませんが、また再質問がございましたら、担当のほうよりお答えをさせたいと思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 三好睦子議員。

6番（三好睦子君） 再質問いたします。

カルストの件ですが、朝の1時間は掃除、午後の1時間は事務処理などで1日働いておられます。従業員の方は。先ほどこれは委託業務であって、民間のほうには照らさないとか言われましたが、この分について、すべてが委託で丸投げの場合はこの労働基準法は当たらないということでした。しかしいくら委託であっても1時間幾らという賃金を支払われている場合は労働基準法に適用されるということです。

そして私が考えましたら、休憩時間の確保のためにも、そして長時間勤務の解消のためにも1日の勤務の2人交代がいいのではないかと思いました。提案ですが、朝8時半から5時まで、その昼休みは先ほど言われました公民館の出張所の所長さんが当たられて、夕方の勤務は5時から9時まで、17時から21時というのはどうでしょうか。



常勤を2人体制にすると従業員さんの労働条件の強化も勘案されるのではないのでしょうか。今の時間で3人から4人の勤務では収支の面で問題があるかと思います。その改善のために、営業時間を週6日にして、終了時間20時までにするれば、収入をふやすことができると考えますが、どうでしょうか。

カルストの湯は、400万円の赤字ということで、この赤字を解消したいと関係者の方は語っておられました。カルストの湯は市内はもとより、山陽小野田市や宇部方面からも入浴者があると聞きます。入浴客も年々ふえています。この時間帯を改善すれば地元の若い方や地区外に働きに出ておられる方たちの利用もでき、入浴客がふえて収入につながるのではないかと考えます。

カルストの湯はもともと地域振興対策としてつくられたと聞きます。地域の活性化のためが主体だったと思うんですが、いつの間にかこういった施設になったというのを聞きました。福祉施設が悪いといってるのではありません。誤解のないようにお願いします。

岩永の住民の皆さんのためにできた経過はそうなのですが、元来地域振興を重点に置かれるほうが、カルストの湯が本当に岩永地区の住民のものとして活力を与えるのではないのでしょうか。

地元の関係者の方が厚く語っておられました。営業時間を延ばして入浴客をふやしたいと、地元の若い人たちも夕方お風呂に入ってほしいと、そしてカルストの湯、岩永の温泉というのを知ってもらうために、幹線道路に温泉の看板を立てたいと、そして案内をしたいと、そして駐車場もふやしたいと、温泉のチラシをつくって新聞の折り込みなどPRもしていきたいと言われました。そして地元の野菜も売りたいと、本当に地元の振興のために厚く語っていただきました。

この福祉施設の先ほど言われましたが、この時間を延ばすことが福祉施設、もちろん福祉施設の役割も果たしますが、地域の振興のためにもっと活用できるのではないかと思います。そのために基本となる従業員さんの労働時間の改善が手始めではないかと考えますが、市長さんの考えをお尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員の再質問ですが、ちょっと私市長でございますので、細かいことはお答えを申し上げることはできないかもしれませんが、ちょっと年を言われましたが、今カルストの湯が地元の御要望と違うものになってきとるとい

ふうに言われたが、どういう意味ですかね。逆に私が聞いちゃおかしいけど。カルストの湯は地元の要望によって、旧秋芳町がつくられたと私はお伺いしてそれを引き継いだんですが、違うんですか。

議長（秋山哲朗君） 三好睦子議員。

6番（三好睦子君） 1億円、ごみの関係で1億円を出されて、それを個人で配るんじゃなくて、部落で配るんじゃなくて、それをカルストの湯のために使ってほしいと、そして地域の振興のために使おうじゃないかと、そういった形跡を聞いております。それで、ただ温泉が今9時半から7時までですか、その時間じゃなくて、本当に時間帯を長くして収入をふやしたいと、そしてあそこで野菜とか、農産物とかを売りたいと、そのように地域みんなが参加して活性化につなげたいと厚く語っておられましたので。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 言われようとすることはわかりました。だからカルストの湯はあってしかるべきということですね。ですね。今三好議員が語られた厚い思いを、岩永地区の住民の方の気持ちを代弁されたということでしょう。

確かに、カルストの湯、あの地区の振興を担う大きな部分を担っておると思います。1万人を超える方が年間来ておられるということで、その意味ではすごいなあという思いがしてます。それを非常に少ないスタッフで管理をさせていただいているということでありがたいというふうに思ってます。

というのは、これはいずれにいたしましても、この入浴料をちょうだいして、入浴をしていただくのは湯をつくるためのコストがかかります。その施設を管理をするコストがかかります。そして人件費もかかります。それが入浴料に全部転化をできる。転化ちゅうか、変えられればいいんですが、そうすると今度は入浴料が高くなりますから、お客さんが減るということになりますので、その辺を考慮して今入浴料が設置をされ、働いているというか、委託をしてお願いをしておられる方も限られておることなんで。今の営業日を例えば、週に6日間にしたらどうかということでございましたけれども、そうすると逆に入浴者の数がふえるかも知れませんが、それにかかるコストが上がってまいります。それを天秤にかけると言葉はちょっとおかしいかもしれませんが、比較をしてみますと、恐らく週に6日営業をしますと、コストのほうが大きくなって、入ってくるお金よりも使う

お金が大きくなるということで、赤字体質がさらに増すということが想定はできると、私が今具体的数字を持っておりませんから、間違いないということは言えませんが、概念的に考えてこれは恐らく間違いないというふうに思います。

単に営業日をふやすとかそういうことではなしに、先ほど申し上げたように、これから今の営業形態を継続してお客さんがふえてくるようであれば、やはり客さんに対するサービスの低下も招いてはいけませんし、それから、働いておられる方の過重な労働があってもいけませんから、その辺を考慮してまたそのときには考えましようということを、今壇上で御説明させていただきました。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 三好睦子議員。

6番（三好睦子君） その運営方法あたりについて審議会もあるということなのでそのほうにお任せすることにして、時間もありませんから2番目に行きます。

先ほどの支所の移転のことですが、私は住民の皆さんに意見を聞いております。もちろん商店街の皆さんに支所の移転についてどうかとお尋ねしております。役場が逃げると困ると、シャッターを下ろすようになると言われた方もありました。

これは合併によって職員さんも少なくなられまして、そういう関係があると考えられます。そしてもう1人の方ですが、役場が後ろであろうが前であろうがどこでもええ、関係ないと、行くものは行くと、ここにお店に来て方は来てくれてと、そう言われました。そして向こうでは駐車場も広いからそれはいいだろうね。取りつきやすいよねという意見もありました。

役場の人たちが急に減って、本当に急にさびれました。そしてそのことを皆さん異口同音に申されました。そしてまたある方は牛市場でご存知もないと思いますが、あの農協の隣にあるんですが、社協があります。そこに移転したらいいかという意見もありました。こういう意見も私もいろいろ聞きましていろいろ考えました。動かさないとすると、雨漏りや床など張りかえないといけない。そしてバス停から社協のほうにあればバス停が近いからいいかと思いましたが、ここは建て増しをしないといけない。そうするとやはり美東の総合支所が一番適切ではないかと考えます。総合支所を新しく建てかえるより、美東保健福祉センターと美東センターに移転したほうがいいのではないかと考えます。

美東総合支所を解体した場合、解体費用が幾らかかるのか、今議会の総務企業委

員会の開催までに概算でいいですから、調べていただけませんか。

それと続けます。すいません。水の件ですが、美東簡水に石灰が含まれているために電気温水器が故障する。電気温水器の下にそのトレイがあるんですが、そのところに石灰がたまってもうどろどろしている。気をつけてかえてもどろどろになると言われました。そしてパイプが詰まっていて水や湯が出なくなりまして、冷蔵庫の氷もできなくなるということです。本当に困っておられます。

電気温水器の部品もたびたび交換していると言われる方もありました。壊れるのが怖いので定期的に業者に来て見てもらっている。費用もかかりますよと言われました。

またおふろの浴槽は材質にもよるかもしれませんが、石灰が付着してとても気になると言われました。トイレでは水がたまっている部分で石灰がついてもうごりごりになっているということです。

ある事業所のレストラン、喫茶店では、軟水器をつけておられましたが、なべややかんには石灰が幾重にもかさになってついておりました。コンクリートのようでした。これを除去するのに洗剤を使っておられましたが、この洗剤がひどくて服につくと穴があくそうです。また皮膚につくとぱっと水で流してもやけどをしたようになるということでした。そしてお客様に差し出したグラスですが、お客様が「なんか汚い、よう洗えよ」ということがあるそうです。よく洗ってるのにと、本当に悔しい思いをたびたびしているということでした。

また、先ほど医療のことが今言われましたが、人体に影響がないと言われましたが、これは、肩が痛い、肩が上がらないといって病院に行かれたんですが、関節の隙間に石がたまっているよという診断があったという事例も聞きました。そして私が確認したわけじゃありませんが、美東に住みついて胆石になったとかいわれる人にも会いました。大もとである取水場に硬度低減化装置を設置していただき、石灰を含んだ水の悩みを解消していただきたいのです。

そしてさっき水道料金のことを言われましたが、住民の皆さんにもこのことについて聞きました。住民の皆さんは、合併には賛成ではありませんでしたが、合併してしまいました。合併で唯一期待をしたことは、美東町の高い水道料金が安くなるのではないかということでしたが、その期待は見事に裏切られております。1市2町の水道料を同じにさせていただいてならした時点で上がるのは納得がいくけれど、

その設備をしたために美東、秋芳だけが値上げしていくのは納得できませんと言われました。

先ほど述べましたように、美東、秋芳の石灰を含んだ水が救済されていますが、本当に住民のこれが生活に直結する大きな悩みとなっております。ぜひ解決をしていただきたく、軟水装置を取りつけていただきたいと思います。

先ほど1、2、3の例を上げましたが、この金額で一番いいのは取水場に硬度軟水化装置をつけていただくのが一番安上がりではなかろうかと思しますので、よろしくお考えをお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥寿男君） それでは、三好議員の質問にお答えをさせていただきます。

硬度低減化装置の事業費的なことについてもお尋ねをされました。なかなか水量の関係なり、設置場所等なかなか難しい面がございました。参考といたしまして、旧美祢市において平成7年から8年に設置をしました事業所につきましては、一応給水水量1万立米としまして、約1億6,000万がかかっているところでございます。旧美祢市において設置されてもう13年たっているところでございますが、この間の物価上昇等々考えまして、美東簡水の給水量1,345立米となっておりますが、給水量の違いはございますが、大きく変わるものではないかなというふうに思っています。そういうことで1億から1億5,000万ぐらいかかるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今水道のことに関してですが、中村上下水道課長が申し上げたとおり、恐らく軟水化装置をつけますと、現在の池は1億じゃとても収まらんとします。1カ所です。高いお金がかかります。これは水を供給して、その供給した水道代というのは、どうしても設備、一般ランニングコストを含んだお金を皆さんに払っていただいて、水を供給をして差し上げるという仕組みに水道はなってますんで、どうしてもそれが水道料金にはね返ってきます。

先ほど言われました美東は水道料金は高いと、みんながっかりしておられると言われましたね。お気持ちはよくわかります。合併をして今地域的に水道料金に差

がありますから、今のまんまの形で当面はいかざるを得ないかなというふうに思っています。

それでその上で今美東なり、秋芳に軟水化装置をつけると、その美東簡水、秋芳簡水、簡易水道事業のところでは今の軟水化装置をつけると、どうしてもそこに水道料金上乘せになってきますから、今非常に複雑になってます。美祢市の上水道事業、旧美祢市は上水道を持っています。今もこの美祢地域は上水道があります。それと旧美祢地域に簡易水道があるんです。しかしながら、旧美祢市においてこの上水道事業、これは地方公営企業が運営していますから、その中に旧美祢市の簡易水道はみな会計的に含んで、同じ事業体として経営をしておる。全体でプールして考えて設置コスト、それから、ランニングコスト考えて水道料金を設定しています。

そして美東簡水と秋芳簡水の、これは今の地方公営企業ではないですから、だからこれから考え方とすれば長い、ちょっと高い視点というか、ちょっと視点を変えて言いますが、これからの考え方でいえば、とりあえず今の旧1市2町の水道料金は今のところはいらうということとはできないと今私思っています。そういうことですよ。わかります。思っています。

そして今の軟水化装置、140あると、それが恐らく下げたら80ぐらいまでは強制的にどうにかなるんじゃないかと思っています。そうするとそれにかかるお金が1カ所、1億から以上かかるということですね。それをどういうふうにすれば会計的に耐えられるかということを考えなくちゃいけません。これ一般会計じゃないですから、この水道でいただいたお金をもって運営をしている事業ですから、それを会計等だけを先におこして、水道料金は一応今のままおいといて将来的に、段階的に統合によっていくと、しかしながら、会計統合をおこしたんで、今の美祢地域のほう、上水道、簡易水道の大きな事業体にそれを抱かして、会計だけです。そこで全体としてお金を償却していくかということですね。そうすると今の美祢地域の方々の御理解があるということになってきますから、非常に今私がこうしますということと言えないということも御理解を賜りたいと思います。

今新しい市ですから、同じ市民ですから、将来的には同じサービス、同じ御負担というのを理想として私も今動いておりますけれども、今その過渡期にあるということで、私は美東の地区の方だから、秋芳の地区の方だから差別をしているわけでは全くありません。ただ、前にもありましたけども、いろんなしがらみを引きずっ

ておると、これもいたし方ないことであって、このしがらみを一つ一つその状況を  
知恵と工夫と市民の方の、それから、議会の方の御理解を得ながらクリアしていく  
と、この中の大きなこの水道については一つであるということを御理解をいただき  
たいと思います。

それと今の庁舎移転のことですが、私が今壇上で申し上げたいろんなさまざま  
クリアしなくちゃいけないということを、今、お聞きになっての再質問だろうと思  
います。ですから、また同じことを私は答えるようになるんですね。今商店街の方、  
どなたかお一人方に聞かれたんでしょ。どこにおたって来るものは来るよと言わ  
れたとおっしゃいましたけども、そのお一人方の声があ地域全体の商店をもって  
おられるとか、商売をしておられる方の声ではないと私は思います。お一人方の意  
見を持って、それがすべてであるということは言いがたいと思いますんで、それは  
全体の同意が得られないと、なかなか移転は難しいということは御理解をいただき  
たいと思います。

それと、総合支所長、何かつけ加えることがある。じゃ、私はちょっとおかし  
していただきまして、具体的ことを総合支所長のほうから答えます。

議長（秋山哲朗君） 坂本総合支所長。

美東総合支所長（坂本文男君） 三好議員の質問にお答えしますが、美東総合支所  
のことにつきましては、先ほど市長のほうから今後の課題として検討していくとい  
うことですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

その上でさらに移転の場所が美東センターなり、保健福祉センターがいいんでは  
なからうかという問いでございますけれども、両施設がありますところは、今の総  
合支所から二、三百メートル東側にありまして、周囲には大田小学校なり美東中学  
校、そして市立体育館がございます。議員御指摘のとおり、駐車場等々が多いし、  
環境もいいところと思っております。

それから、近年道路改良がされまして、非常に便利もよくなりました。さらに今  
工事が進んでおります小郡萩高規格道路の仮称ではありますが、大田インターから  
大変近い距離にありますので、その辺からすると交通のアクセスも大変いい場所と  
考えますし、住民の方々も今の車社会からして、車で来られる方が大変多いわけ  
ですから、その辺からすると、候補地としては大変いいんではなからうか、そして選  
択肢の一つとしても大変いいところではなからうかというふうに思います。

それから、もう一つの問いの件ですが、現在の総合支所の庁舎を解体するのに概算どのくらいかかるかということなんですけれども、この件につきましては、建物が鉄筋のコンクリートでございまして、一部3階の建物でございますので、総務企業委員会までに概算として報告したいというふうに思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） もう10分あります。三好睦子議員。

6番（三好睦子君） 1時と勘違いしておりました。先ほどのお店の商店街の方ですが、もう来る人は来てというのは、もう合併して役場の人たちが少なくなられて、もう合併したていいことないねと、もう投げやりな気持ちで言われたんです。もうちょっと意味を取り違えられたら困りますが、本当に大変になったと、生活が、お客さんも減ったし、本当に大変だということを訴えられました。

そして全体的には、大田だけしか聞きません。綾木、真長田、赤郷は聞いておりませんが、大田の全体的な方には、それはあっちに行ったほうがいいと言われました。その点をお伝えします。

それから、水道ですが、会計ではいろいろ別会計であると思います。でも住民の方に水道の美祢市の会計はこうよ、こうよと、美東の会計はこうよと、会計のことをこうだからとは言えません。合併したら美祢と同じように水道料が安くしてほしいと気持ちです。この水道料が上がると言われましたが、一たんならして上がるなら納得しますよということでしたので、つけ加えたいと思います。これからすぐには言いませんが、いろいろとよろしく願いたいしまして、質問を終わります。

.....

議長（秋山哲朗君） なお、先ほどの総合支所の解体の費用につきましては、後日三好議員のほうに直接お伝えしますので、よろしいですか。総務企業とちょっとなじまないの。

この際、暫時2時20分まで休憩をしたいと思います。

午後2時07分休憩

.....

午後2時20分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行いたします。安富法明議員。



〔安富法明君 登壇〕

2 2 番（安富法明君） 政和会の安富法明でございます。いよいよ最後になりましたのでひとつよろしくお願いを申し上げます。

3 点にわたり市長のお考えをお聞きをいたします。

まず最初に、地域情報通信基盤整備推進事業、旧秋芳町地区のケーブルテレビ整備事業でございますが、これに対する加入者負担金について補助ができないかについてお伺いをいたします。

現在、平成 2 3 年 7 月に開始されるテレビ放送のデジタル化と併せてブロードバンドゼロ地域の解消とを合わせた情報通信基盤の整備事業が進められようとしております。この事業は新市における情報の一元化のためには、欠くことのできない合併後最初の大型の事業であります。

事業内容について、当初私がお聞きをしておったもの、あるいは示されたものと多少内容が異なってきておるようなのでここで申し上げますが、違いがあれば訂正をしていただきたいというふうに思います。

総事業費は 7 億 8 , 2 0 0 万、うち秋芳町内のケーブルテレビ事業が 5 億 5 0 0 万、プラス残りが美祢地域のインターネット通信機器の整備、これが残りの 2 億 7 , 7 0 0 万、事業主体は山口ケーブルテレビ、財源の内訳なんですが、国庫補助金が 1 億 9 , 5 5 0 万、それから、県の補助金が秋芳町分の 8 分の 1、6 , 3 1 2 万 5 , 0 0 0 円、そして当初合併推進債とか何らかの起債を充当できるところとしていたものが、一般財源になるだろう 1 億 3 , 2 3 7 万 5 , 0 0 0 円、そして全体の事業の半分が、2 分の 1 が山口ケーブルビジョンの負担、3 億 9 , 1 0 0 万、結局これは事業主体が山口ケーブルビジョンであり、第三セクターである山口ケーブルビジョンに対する補助金という形となるということでございます。

市民といいますか、受益者負担は、今加入金が示されておりますのが、5 万 2 , 5 0 0 円のところを加入促進期間に限り 3 万 9 , 9 0 0 円、これ 2 4 % 引きぐらいだろうと思うんですが、宅内の配線工事が 4 万 4 , 0 0 0 円のところをやはり加入促進期間に限り 2 万 3 , 0 0 0 円、約、これ半額、4 7 . 6 %、合わせて約 6 万 3 , 0 0 0 円ぐらい、多少宅内工事は差異はあろうかと思いますが、6 万 3 , 0 0 0 円ぐらいが必要となります。月々の使用料は基本料金として 1 , 5 7 5 円ということのようでございます。

それとブロードバンド、光ケーブルによるブロードバンドにつきましては、加入促進のため、標準工事費1万5,750円が一応無料になるだろうということのようです。

以上が説明を受けております事業概要と山口ケーブルビジョンとしての受益者に対する負担軽減措置の現状です。

なぜ市単独の加入金補助等の受益者に対する負担軽減を求めるのかですが、まずは、1点として、美祢市は高齢化率が高く、中でも秋芳町は高齢世帯が多く、独居世帯も非常に多い状況にあります。当然所得は年金等、高額な加入金、宅内工事費には抵抗感が出ようかと思えます。高速インターネット等の情報通信にも関心が薄いと思えます。

2点目として、現状でUHFの波長で受信可能な地域はデジタル化に対する措置がとられ、基本的には受信がある程度可能である世帯がたくさんあるだろう。

3点目として、現在共同アンテナで受信をしている組合等の組織を中心に説明会や加入に対する優遇措置を出されております。この中にはVHFで九州波を受信するための組合も幾らかあります。九州波が入るかといいますと、今度山口ケーブルを引っ張っても調整中ということでありますからまだわかりません。入るかどうかわからないということですね。事業者の問題ではあるんですが、加入促進のために共聴施設組織だけに撤去費用等の負担軽減策をとるのも公平性を欠くのではないかと。

4点目として、秋芳町には現在有線放送施設があり、告知放送、緊急放送、電話、インターネット等に対応しております。21年度予算におきましても、580万円の予算措置がとられており、使用料は月1,500円ほど、機能や負担金もちょうど同じぐらいになりますが、重複してまいります。

今回の事業の趣旨どおり、一元化の必要があるんじゃないかと、要するに将来的には有線放送も近い将来廃止をして、山口ケーブルビジョンの光ケーブルをもって行えるようにするのが行政コストの面からもベストじゃないかと、こういうことでございます。

5点目として、美祢地域のMYT施設の設置及び管理に関する条例では、時限措置がとられておりますが、分担金は1万200円としておられます。条例整備が必要になってくると思うんですが、1つの市として当然整合性が必要ではない。こういうふうに思います。

以上、最終的に告知放送等情報の一元化を図るのであれば、加入率が最大の課題となると考えております。現在示されている山口ケーブルビジョン単独の加入促進軽減措置では受益者の負担が重過ぎると思うのですが、市としての補助はできないでしょうか。

また、方法論としては、加入金、工事費等の分納でありますとか、期間を定め、使用料に上乘せすることも可能ではないか。こういうふうなことを考えます。大変大きな財源が必要になる可能性があります、市長のお考えをお伺いをします。

2番目として、公の施設の指定管理者制度についてでございます。

自治法の改正により平成15年9月2日施行で指定管理者制度が導入をされてきておる。従来の管理委託制度から指定管理者制度が直営に限られることになりました。

美祿市においても市の管理するすべての公の施設について指定管理者制度の導入を検討するとして、平成20年10月に指定管理者制度導入にかかわるガイドラインを制定し、現在32施設、これは今年の1月15日現在で提出をされたものですが、この制度によって管理運営をされております。

本定例会においても6議案で7施設について方針や管理者の変更、無償譲渡等の措置が提案をされておるところでございます。問題は、この指定管理者制度によって運営される施設の中に、収益事業を行う施設が複数存在し、管理の状況、営業活動や集客業務に携わるノウハウでありますとか、取り組みによって指定管理料以外の収益を大きく左右され、大きかった場合の経営努力をどう判断し、指定管理者の利益をどうするのか、また極端に少なかった場合、職員の給料も払えない場合もあります。組織がつぶれていく可能性ということでございます。資本金や利益剰余金等の財務体質も大きく影響すると思えます。

自治法244条ですが、指定管理者の指定に当たり、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲等条例で定めることや議会の議決を得ること等を定めております。

議会が議決すべき事項は公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、期間等であり、議会が議案を判断する材料といいますか、議案に添える資料について示されておられません。

従いまして、条例や規則等で必要な事項を定めることになると考え、これらの理由によりガイドラインの見直しを求め質問に至ったわけですが、これ従来から私が

何回か申し上げております。ところがこのたび質問の通告後に、改訂版が出てまいりました。市長が間をおかずやりますと言われたとおりでありました。このことについては市長の取り組みなり、姿勢について大いに評価をしたいというふうに思っております。

結果的に質問の内容が大きく変わりました、余り聞くことがなくなってしまったような状況が実はあります。ガイドラインの改訂版についてですが、先日全員協議会で説明を受けましたが、なお、議論の余地がある。ただし、私は通常の公の施設等収益事業を行う施設等1本の規則で定めようとするに無理があること、改訂版の中に出てまいります過大な利益の算出方法等わかりにくい点もあるにはあるんですが、総体的によくできておるというふうに思いました。進めながら、問題があればまた部分的に見直せばよいのだろうというふうに私は判断をしています。

ガイドラインについて、そこで1点だけお伺いをします。指定管理者に求める年度ごとの事業報告書なんですが、決算後になるかと思いますが、期日を定めて行政サイドの意見書を添えて議会に報告することをつけ加えられないだろうか。要するに、これは今指定管理を受けておりまして、例えば、道の駅の「おふく」でありますとか、今出ております決算報告が出ております。事業報告ですか、出ております。竹の子の加工所、これらは出ております。これは行政としての資本が入る第三セクターとなっておりますので、事業報告が提出をされておると思っております。

例えば、それ以外で収益的事業を行うもの、全体についてこれは必要とは思ってはおりません。例えば、一つ具体的に例を挙げるとするならば、家族旅行村のような施設を考えております。このことにつきまして、市長のお考えをお伺いをいたします。

もう1点、観光立市美祿の課題についてということでございますが、1市2町が合併をして約1年が経過をいたしました。今年度は、今後10年を見据えたまちづくりの基礎となる総合計画の策定の年であり、指針となるのは、合併協議で示された新市のまちづくり構想と、村田市長のお考えであろうかというふうに思うんですが、市長は今日まで観光立市美祿、交流拠点都市美祿を軸にまちづくりをしていく考えを示されております。

美祿市は減少したとはいえなお60万を超える観光客を迎えております。秋吉台のことです。しかもこの数は秋芳洞に直接料金を払われて入場されたお客さ

んであります。実質的にはさらに多くのお客様にお越しをいただいていると思いません。

昨年度の観光事業特別会計は約15億6,000万の累積赤字を1億8,000万程度減らすことができしております。しかし、これは合併による人件費の削減が主な原因で、実質観光客が2万3,746人ですか、減少しております。

観光事業という特別会計は、収益事業であり損益勘定すべき会計ではないかというふうにも考えております。自治体の特別会計の処理では難しいものがあると思っております。支出では人件費を初めとした経費の節減をしながら、収入を図るためには市場の調査、マーケティングですが、観光商品の開発、営業活動等集客力に力を入れ、人材を育て、将来に備えなければならないと思えます。

訪れる観光客が住んでみたくなるまちづくりが総合計画に求められておりますし、市長も常々そういうふうに申されておると思えます。

この大きな課題解決の方策は、昨日の一般質問にもありましたが、一言で言えば、官民協働のまちづくりであります。議会の観光振興対策特別委員会も拠点施設の整備でありますとか、組織づくりについて中間報告をいたしておりますが、今後新市の観光振興計画に反映されるようさらに議論していきたいと思っております。

先日といたしますか、3月に地元から一部業務の受託計画が出され、議会の全員協議会で報告をされました。その後に地元より反対の書面が出てまいりまして、今日に至っておりますが、実に残念なことであります。

なぜ最盛期に200万近くのお客様を迎えながら、今日3分の1以下の状態になったのか、今までできなかったことは何なのか、十分に考え、足りなかったことを速やかに実行しなければなりません。

まちづくりに欠かせない要素といたしますか、3つあるとよく言われます。よそ者と若者とばか者ですが、よそ者は視点が違った見方、視点が変わってくるということでしょうし、若者は後継者であり、また、これからの世代、まちづくりとしての若者の利点がある、行動力もあるということでしょうし、最後のばか者については、本当のばかでは困るんですが、要するに骨身を惜しまず仕事も昼間、夜、今総合計画でもやっておりますが、若い人が出てきております。

金にもならんそにお前、そんなところへ行つてつまらんことしよるの、ばかじゃのうて、この「ばか」です。こういう献身的に自分たちのまちづくりを将来を考え

ていく人が多ければ多いほどお金の解決はたやすいということが言えると思います。

後継者となる数少ない若者であります。やる気にさせて後押しをしてやり、地域が一丸とならなければ将来は望めません。今注目される観光地もこれらの課題を克服したまちであります。指針となる方向さえしっかりしていれば、方法論については幾らでも議論をし、修正は可能だと考えます。

民意は住民の意見です。民意は尊重しなければなりません。民意を正しく導くことは、それ以上に大切だと考えております。計画づくりの年にあたり、市長の率直なお考えをお聞かせください。再質問はほとんどしなくて済むようにひとつできたらお願いをしたいというふうに考えております。ありがとうございました。

〔安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 安富議員の御質問にお答えをいたします。なるべく再質問がないようにお答えをしたいと思います。

1点目の「地域情報通信基盤整備事業における、加入者負担金の補助」についてであります。

今年度、秋芳地区で整備予定のケーブルテレビは、国・県及び市の補助により、山口ケーブルビジョン株式会社が整備するものであります。幹線工事を今年度中に終了いたし、その後、順次引込工事を行う予定としております。

今のところ供用開始当初の加入の際には、加入金及び引込工事費が必要となりますが、これにつきましては、加入促進機関を設け、この期間中は加入金及び引込工事費が減額されますよう、山口ケーブルビジョン株式会社と交渉しているところであります。

また、現在共聴組合の加入者の方について、全員がケーブルテレビへ移行することが可能な組合に対しましては、山口ケーブルビジョン株式会社へ強く要望いたしました結果、共聴組合の施設撤去費のうち、各家庭の保安器を含めた引込線、幹線、自営の柱の撤去について、山口ケーブルビジョンの負担にて撤去する旨の同意を得たところであります。

議員のお尋ねの市単独の補助についてであります。秋芳地区全世帯への補助となりますと、市単独予算が相当額必要となるとともに、同様に山口ケーブルビジョ

ンに加入しておられる美東地区におきましては、補助なしに自己負担で加入しておられますことから、地域間における不公平が生じるということが起こってまいります。

なお、美祢地区におきましても、公の施設であります美祢市有線テレビへの加入分担金は、現在、設置条例の附則の適用において、先ほど議員がおっしゃいましたが、1万200円であります。これは、本年、ことしの9月30日をもって終了をいたします。その後は、本来の分担金である5万円となる予定であります。

このような事情を踏まえまして、市民の皆様が少しでも加入しやすいよう、さきに申しました共聴組合への支援や加入推進のための制度の充実について、事業者であります山口ケーブルビジョン株式会社とさらに協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の指定管理者制度に関する御質問についてお答えをいたしたいと思っております。

先ほど議員がガイドラインについて説明を受けたので1点だけに絞ってということをおっしゃいましたけれども、せっかくの機会ですし、市民の方もこのMYTを通じて聞いておられる、見ておられると思っておりますから、このことについて話させていたいただきたいと思っております。

平成15年に公布されました地方自治法の一部を改正する法律におきまして、地方公共団体の管理権限のもとで業務が執行されておりました管理委託制度から、使用許可を行うことができる指定管理者制度が導入されております。

これによりまして、NPO団体を初めとした民間事業者も公の施設の管理を代行することが可能となりまして、同時に経済の活性化、民間活力の導入により住民サービスの向上も実現いたしておるところでございます。

本市におきましても、所有するすべての施設に指定管理者制度の導入を検討しているところでございますけれども、平成21年4月1日、ですから、ことしの4月1日現在で市内に298カ所の公の施設が存在をしております。このうち31カ所の施設が指定管理者制度を導入をしておるところでございます。

指定管理者の指定にあたりましては、地方自治法第244条の2第6項におきまして議会の議決を必要とされておりまして、議決事項といたしましては、平成15年7月付総務省通知により、一つには「施設の名称」、二つ目には「指定管理

者となる団体の名称・所在地・代表者名」、三つ目として「指定の期間」等と通知されているところであります。

また、本市におきましては、指定管理者制度に基づく公の施設の管理につきまして適正かつ効率的に運用を図るため、昨年の10月に本制度導入に係るガイドラインを独自に取りまとめたところであります。

このたび、さきの議会において御説明いたしましたとおり、このガイドラインをさらに精査・検討してお示しをするということをお約束をしておりましたが、本年の5月に大幅な改定を行いましたので、その主な内容を御説明をいたします。

まず、さきに述べました3点の議会議決事項提案の際、指定管理者となる団体の事業内容や経営方針、事業実績等を明確にした概要調書を参考資料として提出することといたしました。これによりまして、それぞれの公の施設の指定管理を、本制度の趣旨にのっとり適切に行うことができるか否かを判断できるものと考えております。

次に、事業報告書の提出を年1回従来求めておりましたけれども、利用者のニーズを詳細に把握をし、より適正な管理監督を行う目的で、四半期ごとに中間報告書の提出を求めることといたしました。ですから、四半期ですから、1年を4回に分けて4回出していただくわけです。

さらには、これらの事業報告書に基づき、所管課において作成する評価分析書を公表し、指定管理の状況を今まで以上に市民の方に理解をしていただきやすくすることといたしております。

また、指定管理料の精査につきましても、新ガイドラインに明記をいたしまして、標準的な取り扱いをお示しをしたところであります。

これらによりまして、指定管理者制度本来の目的である、住民サービスの向上、それから、民間事業者の自助努力によりますインセンティブを確保することによる経済の活性化、さらには自治体経費の削減を高度なレベルで図ることができるものと考えております。

ただし、指定管理者制度そのものの来歴はいまだ浅く、全国的にも流動的であり、過渡期といっても差し支えないという私は認識を持っております。こういうことから、最良な方向へ導くべく本ガイドラインは必要に応じて見直してまいりたいというふうに思っております。



今後は、残る267カ所の施設につきましても、法人やその他の団体にゆだねることによりまして、より効率的かつ効果的な管理運営が可能な施設を選定し、指定管理者制度の導入を積極的に推進していく所存であります。

それと、先ほど議員が、先に説明を受けたので1点だけここで質問したいがというふうにおっしゃいました。これが新しいガイドライン、ですから、これ改訂版と入ってきております。

議員御承知のとおりでしょうが、この中の4ページに、一番下のほうですが、指定管理者の指定ということで、議会の議決という項目を持っています。ここの一番下のところ、赤い字で新しい部分を挿入しておりますけれども、「なお、議会議決にあつたては、指定管理者となる団体の概要、様式第1号を参考資料として提出する」ということを明確に示唆していただきました。

この様式第1号といいますのが、こちらにあります。これは表紙ですから、これは莫大な厚みになるんですが、項目で見えていただいたらわかりますように、7番のところに売上金、最新決算ということもあります。ですから、具体的な内容について議会のほうに御報告をするということを明確に示させていただきます。

全体の報告書につきましては、これは私の執行権に関わる行政事務でございますから、私のほうが報告を受けます。それを受けて、このような形で議会のほうに、最も議会のほうにお示しをしたほうがいいものをお示しをするということになるかと思えます。

以上です。

それと、3点目の御質問にお答えをいたしますけれども、観光立市「美祢」についての課題についてであります。

国におきましては、新たな観光事業の取り組みとして、昨年10月に観光庁を発足をさせ、「観光立国」の実現に向けて、日本を訪れる外国人旅行者を2010年までに1,000万人とする目標が掲げられております。県においても平成24年を目標年とした「年間観光客3,000万人構想の実現」に向けた取り組みが行われております。

こうした中、私の政策の柱の一つであります「交流拠点都市」実現に向けまして、本市としても単独の事業だけでなく、アジアの玄関口である下関市、さらには長門市と協力して観光振興を図ることが有効と考えまして、御承知のとおり、昨年

12月に広域観光協定を締結をいたし、3市の合同企画として、秋芳洞、海響館、金子みすず記念館を対象としましたトライアングルチケットの販売を既に開始をしたところであります。

また、長州路、長門路の各連絡協議会に加盟をいたしまして、さらに我々の美祢市と宇部市、山陽小野田市の官民が一体となって地域産業の観光化を推進するなど、広域的な観光に積極的に取り組んでおります。

現在は、萩の野村市長、それから、山口の渡辺市長とも、この観光連携についてまた別途に個別に私がいろいろ話をさせていただいております。これについてもまたいずれ姿があらわれてくるようになるだろうと思っておりますけれども、そのときはまた御報告をいたします。

また、今年度は、秋芳洞開洞100周年という記念すべき節目の年にあたりまして、本市の観光振興の大きな起爆剤にしたいと考えておりまして、開洞100周年にちなんだ「写真展、スタンプラリー、大理石フェスタ」、さらには「秋吉台観光まつり、秋吉台地域エコツアー」などさまざまな事業を展開することにしております。

特に、世界的な照明デザイナー石井幹子氏プロデュースによります秋芳洞のライトアップ、「光響ファンタジー・水と大地の神秘」をメイン事業と位置づけまして、美祢市の元気と活力を全国に発信をいたし、秋吉台地域への集客を図るため、5月27日に東京の尚友開館において石井幹子氏同席のもとで記者会見を開催いたし、40社程度の報道機関等の出席をいただいたところでございます。

また、あわせまして本市の観光素材説明会を開催をいたし、美祢市の誇ります魅力ある観光素材を全国に情報発信をしまいったところでもあります。

議員お尋ねの観光事業特別会計の歳入、歳出に対する対策でございますけれども、さきの5月の臨時議会において13億8,200万円の前年度繰上充用金に係る補正予算の議決をいただきましたように、本会計には旧自治体より引き継いでおります多額の累積赤字があります。

したがって、**「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」**に基づく健全化判断比率の一つであります資金不足比率が平成20年度決算で約178%となる見込みでありまして、これは国が示しております経営健全化基準上限値の20%をはるかに超えるところになっております。

このことから、平成21年度中に「財政の健全化に関する法律」に基づく経営健全化計画を策定することとなる見込みでありまして、その場合は、個別外部監査の実施、議会での議決、住民への公表などが対外的にもより厳しい対応が求められることとなるようであります。

これを踏まえまして、先般は、県の財政状況実施調査も行われた際に、1つには、今後の観光事業のあり方についての検討と民間的経営手法の導入の促進。2つとして、より堅実かつ合理的な収支計画の策定と専門的見地からの実効的な経営改善策の検討。3つ目として、適正な職員規模・配置の検討等強い県よりの御指導もあったところでございます。

以上申し上げましたように、財政の健全化は喫緊の最重要課題というふうに私は思っております。

本観光会計は、経営努力によりまして、平成20年度決算見込みで、単年度1億8,792万円の黒字となるものの、さらなる累積赤字の早期解消に向けまして、既に全力を挙げ取り組んでおります適正な職員規模をさらに分析・把握し、業務委託の拡大や民間の経営感覚を持った人材の登用、さらには民間の経営ノウハウを生かした観光対策の戦略化、経営の効率化等、本市観光事業の抜本的な改革に取り組んでいきたいというふうに考えております。

私は、さきに述べましたように、政策公約の柱であります「交流拠点都市観光立市」の建設を目指しておりますが、今年度、観光振興計画を策定することにしており、前段で申し上げた内容、さらに議員御指摘の観光振興上の課題や問題点等も十分検証し、将来的なビジョンを地域と行政が一体となり、新しい視点に立った観光の再活性化を図ってまいりたいというふうに固く決意をしております。

私の壇上の答弁は以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） 再質問は余りしなくてもいいようにということであったわけですが、基本的には、市長の答弁の範囲では、最初の山口ケーブルテレビ、要するにデジタル化対応なんです、今のところ市単独の補助と、つまり旧美祢市でとったような措置はなかなか難しいというふうな印象を受けました。

先ほども言いましたように、条例を旧地区あてに全部つくるわけにはいかんわけでしょうから、それは1本にされることだろうというふうに思いますし、やはり、

それで平等になるというのであれば、それはまたそれも一つの方策だろうというふうには思うわけですが。

最後のほうに言いました、もしそれが不可能でも、分納とかいうふうな方法もあります。今から、これからいろいろ検討をまだ突き詰めるというふうにおっしゃっていますので、やはり、先ほども言いましたように、高齢者世帯というのはなかなかやっぱり苦しいものがあるかというふうに、5万円ぐらい払えと言われると、なかなか厳しいものがあるかというふうに思いますし、将来的にはやはり告知放送等を考えれば、やはり加入率がある一定の線を引かないと難しいものがあるかというふうに思います。

これ以上申し上げてもなかなか時間がたつばかりでしょうから、これはこれで置きたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、安富議員が言われた、条例のことをおっしゃいましたけど、本質的なことがちょっと違ってきますから申し添えたいと思います。

この今撮ってもらっていますMYT、ここにあるのはスタジオがあります旧美祢市、今の美祢地域にあるMYTは、旧美祢市が事業主体となって設置をいたしました公の施設です。ですから、市が持っている施設を指定管理者でやっていただくという形をとっております。ですから設置条例が必要ということです。

今、美東にある山口ケーブルビジョンの施設、それから、今、秋芳地区に延長しようとしているものについても、これは山口ケーブルビジョンという第3セクターの会社が所有をする私企業が持つておる施設ということですから、この美東、それから、秋芳地区の山口ケーブルビジョンの施設について、条例等を起こすということとはあり得ません。

ですから、2つの全然別のものに対して、ですから、秋芳については市が補助金を出して今設置をしておるという考え方で、事業主体はあくまでも山口ケーブルビジョン、ですから、ここに係るものについては、条例を設置をする必要がないというより、できないというふうに示しておきたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） よくわかりました。

それで、基本的に、最初、事業の性格上、補助金、山口ケーブルテレビに対する補助金に当たるといふふうに言いながらみそもくそもいっしょになってしまいましたが、基本的に申し上げたいことは、要するに一つのまちで異なった加入金であることに対する問題点はどうしても出てくるということでございます。それは、そういうことがないように恐らくされるだろうといふふうに思います。

もう一つ、これは通告しておりませんでした。先日の勉強会の中で出た意見の中で、できれば配慮されたらどうだろうかというのがありました。特に回答は要りませんが、これのインターネットの回線の光の宅内配線に、資格が要るらしいんですが、もし仮に地元の業者でできるものがあれば、それを使っただけのような配慮を、地元の業者の育成といいますか、そういったことも含めて、そういうふうな話が出ておりました。

行政としても、なるほどそういうことには配慮すべき点はあろうかなといふふうにも思いましたので、つけ加えておきます。

そして、指定管理者の件なんです。言われることはよくわかります。で、出ていないんですが、市長の言われる様式1号でしたか、これは契約時ですから、要するに3年なり5年なりの改定のときにしか出てこないわけです。

ですから、どうしても議会は議決の際に必要な書類を添付して出して議決をしてくださいということでしょうけれども、それ以上には、例えば3年なりの間は毎年執行部が責任を持ってこの新ガイドラインの改定版に沿ってやっていく必要があれば見直すといふふうに言われるんですが、自動的に問題があつて執行部のほうで見直しがつかめるものであれば、十分それで責任を持って執行権があるわけでおやりになるがいいといふふうに思うんですが、議会は示されるものがなければ何も判断できないということなんです。当然あるわけです。

たしか実は、あのとき言われたと思うんですが、議長にお聞きするわけじゃありませんが、このことについてはもうちょっと勉強会も含めてやろうということに、全協などでしょうね、やろうということにもなっておるようでございますから、また議論をさせて、私たちにもわかりやすいように説明もいただけたらといふふうに思います。それでよろしいでしょうか。

そして、最後の観光立市ですが、なかなか市長お答えにくい、最後の辺に答えていただきましたかったんですが、いいかと思えます。これからの新しい生まれ変わった

観光地づくりということで、今までは、やはり外的な要因で一喜一憂していたように思うんです。例えば高速道路の土日の割引と申しますか、そういうふうな条件になれば、お客さんがふえ、ああよかったなとか、そういうふうな感じ、雨がふれば、天気がよかったからことしの連休はよかったなとか、あるいは、海外へお客さんが行くようになったら最近人が減ってきたなとか、恐らく今までの私の見ている限り、本当みずからが努力をして、お客さんをみずからの努力でふやしたという感覚は私はないに等しいと思っています。

これは村田市長に何ほ言うてもしょうがないんですが、我が身の責任でもありますので、反省を込めて、それがゆえに合併して新しいまちになったんだから、過去にできなかったことを的確にやっていけばきちんとよくなっていくんだという思いも実はあります。ですから、そのことを申し上げて、市長の強いリーダーシップを期待したいというふうに。

ここでもう一つ、番外と申しますか、通告以外のことは実はあるんで、ちょっと言わせていただきたい。できれば市長のお答えをいただけるならしていただきたいんですが、今それこそ総合計画の作成中で、先日、ワークショップ、第4回目の最後は実はありまして終わりました。

この中で、私が出ていてこういうことがあったんです。東京にアンテナショップを出していて、若い女性を何人かこの美祢市に、秋吉台、秋芳洞を中心にお招きをして、いろいろいいところだから案内をしたい、こういう話なんです。その女性グループ、8人ぐらいなんですが、ぜひ行きたいというふうな。

で、ついては、旅費等は本人で払いなさい。こっち来てから面倒を見ましょうと、ただし、一つ何とかしてほしいのが、その女性グループを連れてくるので、秋吉台、秋芳洞観光美祢市観光のデモテープ、この場合はDVDなんです、つくりたいという話なんです。それはいいことじゃないかと言うたら、お金がないと言うんです。どのぐらい要るんかねと言うたら、対したことはないんです。この件は、聞いた範囲では60万か何ぼかぐらい、詰めみないとわかりませんが、その程度のこと。

それぐらいはプロに頼めば何とかしてほしいくて、行政のほうにちょっと話してみたら、予算がないと、こう言われたと、それは本当だろうと思うんです。そういうふうな突飛な対応ができるように行政の予算は組んでありませんから。

二つあるんです。ぜひ、こういうふうな収益事業で起きてくる営業的部分という

のは、大体突発的にいろいろなチャンスや話が転がってくるもんなんです。特別会計でありながら収益事業、先ほどからも言いますように行う体系であるなら、ある程度そういうふうなものに対応できるような、どうしても行政の費目なり目節の辺で補助金とかなんとかというふうなものをあらかじめ含んでということになるのかと思うんですが、ある程度、そんなに大きな部分は必要ないと思うんですが、観光会計あたりの、多分ある程度部長の裁量、あるいは市長が、あれを使えやと言われるものでもいいと思うんですが、そういうものがあるべきじゃないかと思うんです。

自治体の会計で不便ですよ。そういうのは交際費ぐらいしかないです。交際費はちょっといろいろと課題がある。そういうことなんです。

一つは、要するにそういう費目の部分がある程度数百万でもいいじゃないですか。二、三百万でもつukれないだろうか。で、これは補助をするんじゃないし、投資をするんだと、お前のアイデアはいいアイデアだ、だから投資をする。その分は多分お客さんを連れてきたり、あれしてもらって、東京からそのグループが出るところから秋吉台に行ってきますと秋芳洞に行ってきますというのをやりたいんだらうと思うんですが、これは、本人と、もし可能性があるならよく詰めなきゃわからないんですが、そういうものに特に若い人の意見とか臨機応変にやはり行政としても対応をしてやりたいと私は思うんです。やる気を育てるといいますか、それで、自主的にそれがプラスに働く可能性があるなら、これは一石二鳥ということになるろうというふうに思っております。

部長が、私に答弁が回ってくるようなことはしてくれるなと言っていましたので、これはもし答えられるなら市長にお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、安富議員がおっしゃったことは、まこと、あなたが今言われたことは素敵なことを言われました。私も思っております。

まず、きょうは壇上では余りはっきり申し上げられなかったけども、どうしてもこれからこの秋吉台、秋芳洞を中心とした観光事業をさらにもっと光らせるためには、民間の力がどうしても必要です。官だけでは限界があります。ですから、どうしても民間の方のお力をちょうだいしたいと思っています。それには、秋芳洞があります広谷地区を中心とした方がもう一肌、二肌脱いでもらう必要があると思います。

不幸な事件でしたが、先日来の信頼に関わる事件ですが、あれ新聞をずっと見られたらわかりますように、山口県の美祢市の秋吉台ということで、全国に外から見られた目でそういうことです。市民が見てもそういうことです。

あれを見てずっと私1週間いろんな紙面を見ましたし、市長として見ていましたけど、恐らく市民の方も一緒でしょう。秋吉台はやはり美祢市にある。そして、常に外から見られている存在であって、そういう意識というのは、これから新しい市をつくっていく上において非常に大切と思います。

ですから、視点を変えないと、今までのこの旧一市二町のしがらみだけを考えておると新しいものは生まれないと考えています。これは本当に私の正直な気持ちです。

それと、今のDVDのことがありました。実は、山本部長にもう話したんです、前に、違うことで。というのが、私、きょうは午前中、高木議員の御質問で、中国山東省棗莊市の話を回答させていただきましたけれども、台湾の方が随分秋芳洞に来ておられます。秋吉台に来ておられます。それで、台湾に南投県というところがありますけれども、南投県の以前、こちらで副知事、向こうで言う県長というんですが、副県長にお会いしまして、それこそ観光立県ですから、南投県は。そのDVDをちょうだいしました。

私見ましたが、非常にすばらしいもので、なぜこれが秋芳洞、秋吉台はないんだろう、国際観光都市、観光地ということを経営してありながら、なぜこれがないんだろうというふうに思ひまして、これをつくれというふうに話しました。

今の女性が東京から来る話もちよろっと山本部長から聞きました。恐らく今、秋吉台、NPO法人のでしょ。わかりました。NPO法人がやっておられる東京のアンテナショップですが、それは、NPOがやっておられるということは、この美祢市を東京で発信していただいて、その東京の方は興味のあることを美祢市に持ち込んで、それで新商品を開発したりして美祢市の振興に寄与するという段階です。

非常に面白い発想と思います。東京の若い方に来ていただく、それも御自分のお金を使って来ていただいて、この秋吉台、秋芳洞を見られて、その見られて感想、感動されたところを、それを映像に撮って、それを結局DVDにして、今度はそれをもって売り出そうということですよ。観光宣伝ということですよ。売り出したいというのはそういう意味です。それはすばらしいことと思います。



私は、今、お金がないということをおっしゃいました。それも言われたですよ、さっき。役所の予算というのは上限予算なんです、一般会計は。まず、上限を決めてやって、その結果として市民の方になるようにということになりますけれども、この観光会計は、前にも一度お話をしたことがありますけれども、役所が持っている数少ない収益的会計なんです。

収益を得ようと思ったらお金を使わなくちゃいけないです。お金を得るために予算を組む。役所の予算は違います、本来の。税金をちょうだいするために予算を組むことは絶対禁じられています。しかし、この収益的な会計というのは、増収入を得るため、会計を豊かにするため、それをもって市民に還元をするために、もうけるための予算を組めるようになっています。

ということで、今のお話です。ある一定のものは、そういうことでお金が使えるんじゃないかということですが、それは私も考えます。

この美祢市のためになることは、今の瞬間じゃ無駄じゃないかと思われることがあっても、私の判断で、大きなことはまた議会に相談させていただきますけれども、この美祢市のためになるということであれば、積極的にお金を投資をして、さらにもうける、そして美祢市民に還元をするということを考えていますので、そういうことで回答をさせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） ちょうど時間になりました。最後の件だけは私の思ったとおりに答弁していただきましたので、上のほうももうちょっと頑張っていたかかないといけないと思いますけど、これからは、やはりケーブルビジョンの話も、やっぱり業者と、市長言われたように、先ほども言いましたけれども、もう少し、少しでも加入者が加入しやすいように、ひとつ市長のほうで努力をしていただきたいということをお願いをして、終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

.....

議長（秋山哲朗君） 昨日の南口議員の一般質問において質問の時間不足によりまして、誤解を招く箇所がありましたので、南口議員から発言の申し出がありました。ここで、その発言の許可をいたします。南口議員。

21番（南口彰夫君） 昨日、高齢者の自宅に配達をする弁当宅配事業、配食サー

ビスについて適切であるか不適切であるかは皆さんでよく検討をしていただきたいと思いますと思うんですが、その際、この事業が本来なら在宅の高齢者の自立支援、介助支援という目的なんです、ところが、これが長い間いろんな形でゆがんできて、少なくとも坪井氏と臼井氏より四つの裁判が提起されて、この2年間にわたって14回の審理が行われて、何ら1本も解決をしないままこの16日には15回目の審理が行われる予定になっています。

しかしながら、この裁判、よく見てみると、結論的に言うならば、最も行政が安易に放置してはならない状態が長い間続いてきたために、結果として非常に不正と差別の温床になるような状態を生み出している、これは私が言っているんじゃないです。

裁判所の中に出されている資料、または原告の主張を読み取るならば、妥当な表現が、この配食サービスが不正と差別の温床になっている。本来の行政サービスを逸脱するというのは、ちいと過ぎるという意味なんです、逸脱ではなくて、本来の目的に向かっていけない状態で、非常に程度の悪い内容になってきているということが、私は主張したいことなんです。

ただし、この坪井さんの名前を聞いたときに、また坪井さんかということで、この中身をよく検討するという時間が少したち過ぎたなという反省を私自身がしています。

なぜならば、坪井さんが最初に行ったのは、平成18年度の8月の下水道値上げに対する住民監査請求です。下水道の値上げが不当であると。ところが、翌年、下水道の値上げから次の平成19年の1月には、現在争われています株式会社タケオカ並びにNPOランチ工房美祢に対する住民監査請求に変わってきたんです。

これは不思議なことに、18年の4月には市長選挙が行われています。翌年の19年の4月には今度は市議会議員選挙が行われているんです。選挙を前後するときには必ずこうした問題が出てくるので、選挙絡みかなという思いもしていたんですが、ところが、下水道の値上げのほうは百条委員会が設置されたため、関心がよそに行って、19年の1月10日に出された住民監査請求が、先日も申したように、弁当を配達している本来、市から委託を受けて、市から借り受けている軽四輪車を株式会社タケオカが他の業務で使っているということで、わざわざ丁寧に写真つきで監査請求がなされた。

ところが、その後、この写真が、市が貸与している軽四とメーカーは全く異なるものだということが明らかになって、住民監査請求はいつの間にやら尻つぼみをし、ところが、その後、19年の4月5日、選挙直前なんです、第1回の訴訟が行われているんです。

ところが、第2回の訴訟が行われると同時に、今度は株式会社タケオカが坪井氏に対して事実誤認のチラシ等がまかれたということで、名誉毀損で美祢警察署に告発をしています。

こうした関係で、何となく坪井さんと株式会社タケオカ、NPOの関係で、好き嫌いも含めて、そうした争いであるかというような受けとめ方に議会も執行部もなっているのではないかと思います。

ところが、先ほど申したこの訴訟の中身が最も大事なんですが、先日も言ったんですが、より第2回目で19年の6月22日に出されている訴訟では、この1食1,000円の弁当はもともと本来からするならば600円程度で配食されるべきだと、つくって配達することができるということで、少なくとも議会の議員でなければ手に入らない資料、もしくは情報公開条例に基づいて情報公開室で開示請求をしても手に入らない資料が一部裁判所に既に流れているんです。

こうした事態がどんどん続いていくなれば、議会のみならず行政も巻き込んでますますこの争いはエスカレートするだけではなく、少なくともこの市民の、そうはいっても臼井さんや坪井さんらはそれなりに税金を払って、一市民としての権利を主張されているわけですから、その市民としての立場で住民訴訟という手続をとられているわけです。

この手続にのっとなって、今後この裁判がこのままエスカレートしていったら、何らかの結論を出すならば、少なくとも美祢市長は、株式会社タケオカ、もしくはNPO法人に対して約900万円の損害賠償を求めなければならないという事態が予測されるんです。

ところが、中には出しゃばりの竹岡の会社じゃから少々えらい目に、痛い目に遭うてもいいんじゃないかという思いもある人もおるのではないかと思います。

ところが、この裁判というのは、既に御存知のように、だれかに対して行った判決は、裁判は、全く関係ないからといって適用されないということはあるんです。先日も原爆被害者に対してもそうですが、いろんな国や県、行政に対する訴訟

が起こされていますが、少なくともこの旧美祢市内で現状の1,000円で弁当を配達すると、それで対価を業者、もしくは行政からもらうということをやっている業者はNPOのランチ工房タケオカのみならず、幸嶺園さんやみのり園さん、それから、美祢農協は、同じようにこれまでもやってきている。

ところが、この訴訟の中で見られるところで、非常に行政の不備があるということと突いてきているのは、一つは契約の結び方なんです。これが業務委託ということで、常に年度更新の随契という形がとられているために、もともと地域のいろんな業者の方々が、ぜひうちもやらしてくれといった性格の内容でないために、競争ということにならないので、個々に頼んで事業を引き受けてもらうという性格のために、ある面、車を貸与しなければならない、ある面、施設や調理場も含めて貸与しなければならない、こういうトップの判断で何とか高齢者に弁当を届けたいという前市長の善意の、前々市長も含めて、善意の思いが非常に見えにくい契約になってしまった。

ところが、そこを突いて、その行政のいろんな意味での不備を指摘をしておられるんです。そのことについては、既に裁判所においても裁判官も含めて、その行政の事務の不手際なり不備、これを改善する必要があるということについては既に指摘をされているんです。

ところが、それに対して一部分部分的な契約上の書類上の手直しをしているかどうか知りませんが、一部手直しをしながら裁判所で行政側は、改めながらという主張を続けている。

ところが、本来のこの500円、600円で弁当はできるじゃないかということの面では、争いになっていない他の業者に呼びかけるなり、本来もっと安くできるのかどうかも含めて、行政がしなければならない本来の業務を怠っているのは、これは事実なんです。その責任は、少なくとも市長にあると思います。

ですから、いま一度、本来の目的である高齢者や障害者のところ、自活した生活ができないところに支援をするということで、とりあえず1,000円の、とりあえず1日1食のということで始めたものが、とりあえずがその後何ら議論もされない、改善もされないままの状態で延々と続いているというところにいろんな矛盾があらわれている。

そこを私がたびたび指摘しているわけですが、それを改めることができないのな

ら、恐らく、急にハンドルを切ることはできないと思うんです。しかし、それができないなら、直ちにこの一たんこの今までの惰性でやってきた配食サービスを打ち切るなり、新たな対策をきちんと模索して、再度体制を立て直して、整備し直してきちんとした適正な価格、その1,000円が適正なのか、それとも600円が適正なのか、それとも1,500円なけんにゃ地元の業者がやれんと言っているのか、そこも含めてきちんと把握した上で対応をすべきではないかと。

そうしなければ、ますます市長と行政の今やっている善意であろうが悪意であろうが、やっているものが結果として差別や不正の温床になっている事業になるのではないかということが、私が指摘しているところです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員、答えは要りますか。（発言する者あり）

あくまでもこれは一般質問でありまして、あえて昨日の一般質問の中で1時間とというような取り決めがあるわけでしたので、あえてこの時間を許したというのは、もちろん気持ちもわかって今後は質問していただきたいと思っております。

村田市長。

市長（村田弘司君） 黙っておったんでは何を言われるかわかりませんので、答えさせていただきます。

この弁当の宅配事業は、平成17年、先ほど「前市長」、「前々市長」という言葉を使われましたけれども、平成12年から体の御不自由な方、それから、独居老人の方とか、食事をつくる家事をすることもままならない方を対象に始まった事業です。

これも今言われましたけれども、現在、6事業所が対応をいただいています。私もこの事業を新しい市としてうけついだときにですね、当初これを立ち上げたときに、引き受けてがなかった。

というのが、結局、もうからないんです、大変な割に。この事業を引き受けてがないから、個別個別でお願いをして回って、どうにかいわゆる弱い立場の方のために市がそれだけの手を持っていないから、やっていただけないかということで始まったものです。これは、旧町でやられておったことも同じだろうと思います。

今、結果として私が被告として四つの訴訟を起こされております。これがこのまま続けば、今は一事業者に対する訴訟だけですけれども、結果としては同じことな

んです。弁当料金が1,000円が高いとおっしゃるのであれば、同じ条件で皆やっていたいていますから、このままいってしまうと、この事業の存続が危ぶまれる状態になります。

今、この制度そのもの本質が、かつて老人福祉法で立ち上がったものが、途中で介護保険法ができましたので、介護保険法の適用の事業に変わってきています。そのときに余ほどな見直しをして、やっていただける事業者の方と協議をして、事業のあり方をある程度変えていけばよかったのかもしれませんが、現実には、当初立ち上げた形でやってきています。

この裁判がもしこのまま動くようであれば、今言われた不正、それから、ある一定のところにおいていいことをもたらさざるんではないかと、逆に私がええことをしちよるんではないかということです。絶対私はないですから。これは前の市長もなかったと思います。

行政というのは、そういう立場でやろうとしてもできない。たまたま今、ときどき新聞に載るけども、個人的な人がおるかもしれないけども、そんなことはできない。だから、この訴訟がある限り、最終的にはこの6業者全部に影響します。そうすると、この事業は成り立たなくなるんです。

ですから、今あなたから言われたからというんじゃないです。一遍、今言われたように、今、私が申し上げたように、法律が変わっていますので、一遍、休止か停止をして、この事業全体を見直して、今やっていただいている、受けていただいている事業者の方、ひよっとする嫌々受けていただいているかもしれません。お願いして毎年継続していただいていますから、だから、もう一遍協議をさせていただいて、本当にこの弱い立場の方になる形にするにはどうしたらいいかということも必要かもしれません。それも視野に入れる必要があるかと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。

はい。

これにて、通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後3時38分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月12日

美祿市議会議長 秋小哲朗

美祿市議会副議長 河村淳

会議録署名議員 有道典広

” 高木法生